

御調八幡宮蔵日本書紀第一聞書解説並びに影印・翻刻

山 山
本 本
真 秀
吾 人

〔解説〕

目次

- 一、序
- 二、書誌の概要
- 三、良遍系日本書紀聞書の諸本
- 四、抄物としての性格
- 五、国語史研究資料としての価値
- 六、むすび

一、序

御調八幡宮（広島県三原市八幡町）は、備後国の総鎮護として由緒ある古社であつて、三原の儒家、青木充延が、江戸時代文化年間に編述した『備後八幡雜記』にみられる如く、数多くの古典籍・古文書をはじめとする社宝を今日に伝えられている。近年は、また、角筆並びに角筆文献の伝来した古経蔵として注目を浴びている。⁽²⁾

御調八幡宮には、県重要文化財として、『紙本墨書出三蔵記集録』（昭和38年4月27日指定）・『紺紙金泥大般若経』（昭和42年5月8日指定）があり、市重要文化財として、『御調八幡宮文書』三点（昭和56年10月21日指定）がある。⁽³⁾ 此度、御調八幡宮御当局の御許可を賜り、この『御調八幡宮文書』中の一点である、「日本書紀第一聞書」一巻の写真を掲載して大方に紹介できる事となった。この書は、『麗気記』を中心とした両部神道の紹述者、良遍に係る日本書紀の注釈書であることが知られており、中世神道史・中世国文学の研究資料としてのみならず、中世語の研究資料としても重要であると

思われるものである。ここに、以下、簡単なながら解説を付しておくこととする。

二、書誌の概要

本書は、木製(杉カ)の函(縦二八・三糎、横一九・〇糎、深二・三糎)に納められており、表に「日本書紀第一聞書」⁽⁴⁾底裏には「菅奉寄附 青木充延/于時享和元年辛酉八月」と墨書され、享和元年(二八〇二)に青木充延の寄附した函であることが知られる。函中には、後人の筆による題簽(縦一七・八糎、横四・二糎)も入っており、これにも「日本書紀第一聞書」とある。

本書の現装は、粘葉装(但し各丁糊離れ)であるが、本来の装幀は胡蝶装三部より成り、これを糊付して綴じ合わせたものであったらしく、従つて現状は錯簡となつている。このことは、本書に關係する、良遍系日本書紀聞書の伝本の一つである高野山桜池院本(後掲)との校合を行つた結果明になつたもので、これに従つて錯簡を正したところ、(一)表紙と第九丁めに当る紙が落丁になつていること、(二)第二一丁オモチ五行めに当る部分から、別人の手になる書写であるらしいこと、も判明した。料紙は、楮交り斐紙で、全二十三丁、縦二四・八糎、横一六・四糎、無界・無印、每半葉十二行、一行二十二字程度を記す。本文は、漢字片仮名交り、墨筆で傍訓・返点・合符・声点が施されている。

内題「聞書上応永二十六年」(辛うじて「聞」字判読可能)とあり、尾題なく、裏表紙の糊代近くに、

○師ハ薩國有房

應永廿六年^{己亥}八月十七日終

とある。この裏表紙は、これのみを残し、以下欠けている。後述の如く、この書が転写本である事実をあわせ考えると、これは本奥である可能性が高い。書写の時期は明でないが、傍訓の仮名・声点等から、これよりさして下らぬ室町時代中期頃と思われる。奥書に出てくる「宥房」も現段階では未詳とせざるを得ないが、

○ 血脈圖

大日本紀相承

…(中略)良遍 宥尊 頼尊 貞祐(以下略)(神祇灌頂血脈圖、天保十二年)
良遍の弟子宥尊などが、まず、その候補にあがろうか。⁽⁵⁾

三、良遍系日本書紀聞書の諸本

前項で少しふれておいたが、本書は、良遍の説を筆録・聞書したものと説かれていて、そのことは、この書の本文中に、

○師云良通神者鏡ト云事也(4才9)

とあることから確認される。この良遍なる人物を読師とし、日本書紀についての師説を聞書したものを、今、「良遍系日本書紀聞書」と称する。この「良遍系日本書紀聞書」について、従来は、岩橋小彌太『京畿社寺考』二、御流神道(雄山閣、大15)、久保田収『中世神道の研究』第三章兩部神道の成立と発展三、麗氣神道の紹述(神道史学会、昭34)などの先学に代表される如く、主に中世神道史の研究資料として取上げられることが多かったように思われる。近年は、伊藤正義氏を中心とするグループによって中世文学の研究に供され、注目されている。

本稿では、以下に中世語研究の立場から解説を加えようとするものであるが、ここでは、「良遍系日本書紀聞書」に属する諸本について概観しておくこととする。今回、入手し得た情報に拠れば、「良遍系日本書紀聞書」に属する諸本には次のものがある。

- a、高野山親王院本(上ノミ)〈京都大学に写本あり〉
- b、高野山桜池院本(上ノミ)

c、多和文庫本(上・下)

d、豊山文庫本(上・下)

e、御調八幡宮本(本資料)

f、持明院藏高野山大学図書館寄托本(「神代卷私見聞」と題す)

aの本文は、未だ調査し得ないのであるが、先掲岩橋氏文献に拠れば、

(外題) 日本紀聞書上

(内題) 日本書紀卷第一聞書

(巻頭) 應永二十六年二月二十一日午剋始之

讀師權大僧都良遍法印 求聞頼舜謹書

(奥書) 高照院權大僧都良遍法印

假名阿畔(二字梵字)房

求聞頼舜謹書々云

御本云

文明十六年卯月十八日於高野山書寫了

増成

于時文龜元年閏六月二十三日讚岐国島田於浄土寺書之了 愚筆性尊

の如くであつて、此の書の本書がもと高野山にあつて、其の讚岐で写した本が再び高野山に帰して今日親王院に伝存していることになる。

bの桜地院蔵本は、既に中村啓信氏による全文の翻刻があつて、これによつて、具体的にその本文が知ることができ

る。

二本とも、〈応永二十六年二月二十一日〉に講読が開始される点、又、〈読師権大僧都良遍法印、求聞頼舜謹書〉と記載がある点に於いて共通の性格を有している。

c・dについては、伊藤・阿部両氏にその存在をお教え頂くことができたのであるが、本文は実見に及んでいない。fは、先掲久保田氏文献に説かれている如く、日本書紀神代巻の講義であつて、a・bより五年後の応永三十一年六月十九日の講述である。筆録者は未詳で、内容は、神代巻上巻と下巻とに分れ、さらに後に麗氣記の聞書が見える由である。

以上の諸本のうち、今全文を見ることができると、e御調八幡宮本とを比較してみると、全体的にはその本文は、近似しているものの、細かく見れば、字句等の相違する所も相当存することが判明した。この事實は、破損の多い御調八幡宮本の推読にかなり有力な根拠を与えることになり、有益であるとともに、又、逆に、この御調本の出現により、桜池院本の誤まりと思しき点を指摘することも出来るのである(詳細は、翻字注を参照のこと)。このことに加え、御調本の講読は、八月十日に始まつている点、⁽⁷⁾八月十一日より十七日に至るまで講の日付を記入して一日分の講範囲を知ることが出来る点、の二点が判明し、ここに本資料の特性の一端を看取することが出来るのである。

四、抄物としての性格

さて、本資料の如き受講者が筆記を整理した聞書は、手控や注釈の書と共に〈抄物〉と呼ばれる一群に位置付けることが出来よう。⁽⁸⁾この〈抄物〉は、ヘキリシタン資料や〈狂言〉と共に、室町時代語の資料の一として重要視されて来た。本資料の文体は、後述の如く、文章語脈で貫かれ、要約筆記である。従つて、所謂〈文語聞書抄物〉⁽⁹⁾の一であると概括することが出来る。

注釈の内容は多岐にわたっているが、概ね、

1、へヲノコロ嶋ト弘ク此國ノ異名也(2オ4)

の如き、字句の意味について解釈を施す(義釈)、

2、へ新羅國ニシラキノクニトヨメリ(12ウ3)

の如き、字句の訓みを示す(訓釈)の二つに大別され、時に、教義、説話を織まぜて解説している。

この他、

3、へ尿放大便ニ此ノ四ノ字君ノ御前ニテヨマスト云々(21オ7)

の如き、公の場で憚られる内容については、講述の際の留意事項を注することもある。

国語史研究資料としての、日本書紀の聞書と言えば、直ちに想起されるのが、吉田兼俱系の文献群であろう。これについては、小林千草氏の一連の研究があり、詳細はそちらに譲ることとしたいが、⁽¹⁰⁾一体、良遍と兼俱との関係は如何であろうか。

一良遍なる人物は、高野山三宝院蔵高野山大学図書館寄託『麗氣記聞書』に拠れば、

○然而予奉レ遇ニ比叡山高照院権大僧都良遍法印、

とあって、叡山の僧であることが知られる。又、応永二十六年の時点では、権大僧都であることよりかなりの老齢に達していたであろうことは想像に難くない。この良遍の中世神道上上の役割について、久保田収氏は、山王神道の継承者でもなく、慈遍の後継者でもなく、麗氣記を中心とした両部神道の紹述者であって、高野山に於いて密教神道の盛行を促したことなどを指摘されている。

この良遍と兼俱を結びつける直接の証は、未だ見出し得ていない。しかし、(1)良遍の反本地垂迹説が、吉田兼俱の出現によって明確化され、そこに思想上の連続性が認められること、(2)兼俱の本に拠って書写した、金剛三昧院蔵高野山

大学図書館寄託「神代系図」が、良遍のものとはほとんど同一であること、の二点を以て、何らかの関係をそこに認めようとする説も提出されている。⁽¹⁾この説の当否は、今後の具体的な考証に俟つ所が大きく、これによつて、言語面から観た本資料と兼俱系聞書との関係が考えられなくてはならないであろう。

時代的に、兼俱系聞書類より、約五十年以上も遡る良遍系の聞書の言語の性格の解明は、室町時代初期の抄物の言語の一面を知る上で重要であることは疑を容れないであろう。そして、さらには、従来、平安時代語との比較という方法で進められることの多かつた《鎌倉時代語研究》に、前代の言語の継承面のみならず、次代への展開という視点をも提供することになると思うのである。

五、国語史研究資料としての価値

前項までに述べて来た本資料の性格を踏えて、ここでは、国語史研究資料として重要と思しき諸事象について述べることにする。

(1) 文字・表記

本資料を通読して、まず気付かれることは、書き誤まり・省略といった不完全表記とでも称すべき事例が数多く指摘されることである。

以下、この内実について分析的に把握しておくこととする。

⑦ 誤写と考えられる例

本資料が祖本ではなく、それを書写した転写本であることは、第二項でも述べておいた。このことは、表記の面から具体的に知ることが出来るのであつて、ここに二、三の例を掲げてみる。

a、漢字

まず、ある漢字を書写する際に見誤まったと思われるものに注目すると、次の如きものが存する。

- ① 天狭用及長田 (22才2)
- ② 不見文神道ニハ物ヲタツヌルヲマキト云也 (9ウ6)
- ③ 將娘田之處文ミトノマクハイノ異名也 (11才6)
- ④ 田を「用」に写し誤ったもので、「田」字の両端の縦線を長く見たもの、②は、注文にも出てくる「まぐ」に対する漢字「覓」を誤ったものと解される。即ち、「覓」字を二文字分見て、冠を「不」に作ったものであろう。③もやはり、もと「婚」字であったものを二文字分に見て「娘田」に作ったものと思われる。

b、仮名

仮名についても、

- ④ 五百筒磐石 (17ウ6) 〔ネ〕の字体は「子」
- ⑤ ウトノ瓦原 (21ウ2)
- ⑥ 醸文伊勢ニハ酒達ヲヤムト云也 (11ウ8)
- ⑦ 曲ノ字ヲハ色トヨメリ (18ウ10)

などが指摘される。④は、「ホ」であったものを、最終画の二点が続けて書いてあったために、横線に見誤まって「子」に作ったものと解され、⑤は、「ヲ」を「ウ」に、⑥は「カ」を「ヤ」に見誤ったものと思われる。又、⑦は、「曲」字に対する訓「クセ」を一文字分に見た「色」に作っている例と考えられる。

以上の諸例より、本資料が転写本であることは、疑を容れないであろう。

この他、

- ⑧ 平家野ヲハ家ノ本トモ (7才2)

の如き衍字も、このことを支持する例たりうると思われる。

①筆録の際に生じた可能性のある、同音による誤字・宛字の例

⑦に対して、講義を筆録した際に既に生じていた誤字・宛字といったものも指摘される。

a、訓読に係る例

ある訓に対して、漢字の宛て方が通常とは異なり誤まっているものに、

⑨ウトノ瓦原(21ウ2)〈「河原」が正しい〉

⑩鹿ノ嶋(21ウ11)〈「志賀」が正しい〉

⑪千方(5オ1)〈「瀉」が正しい〉

などがある。

b、音読に係る例

ある音に対して、漢字の宛て方が通常とは異なり誤まっている例として、

⑫三種神祇(1ウ5)〈「器」が正しい〉

⑬漢家(7オ2)〈「菅」が正しい〉

⑭神祇勸(14オ12)〈「官」が正しい〉

などがある。これら、a・bの諸例は、写し誤まりというよりは、聞き取りの際の誤認と考えられるものである。

以上の諸例は、通常、その内容を正しく伝えていないという点で、その文献の資料的価値を下げるものとして評価される。しかしながら、ここには、言わば《聞書の実態》¹²とも言うべきものが如実に反映しているとも解釈されるのである。師の口より発せられた言葉を即座に書き留めるといふ行為の当座性を反映したものととして、注目されるのである。

⑦・①に加えて、

㉞ 所謂「抄物書」の例

⑮ 社巨（1オ4） ∷ 「壇」

⑯ 閻（15ウ3） ∷ 「魔」

⑰ 秘（2ウ4） ∷ 「密」

⑱ 世親（2ウ2） ∷ 「菩薩」

⑲ 王（9オ5） ∷ 「璽珞」

⑳ 八迷（9ウ7） ∷ 「煩惱」

㉑ 遠瀛（18ウ11） ∷ 「瀛」

の如き、筆画を省略して書かれる、所謂「抄物書」¹³が多く指摘される。又、

㉒ 筆画の多い漢字の仮名書き例

㉒ ヨウカンヒレイ也（4オ8） ∷ 「容顔美麗」

㉓ ヘイニ用ル（14オ5） ∷ 「幣」

㉔ ハキ物（21オ10） ∷ 「履」

がある。㉞・㉒・㉓・㉔ いずれも、やはりかような《聞書の実態》を反映する事例として解釈することが許されよう。

(2) 音韻

音韻に関する事象としては、次の㉞・㉒・㉓を取上げてみたい。

㉞ 音便

本資料には、

① 此時ハ一ヒトツカイテ云トヨメリ（4ウ10）

の如きイ音便の例や

② スンテヨム (1オ3)

の如き撥音便の例が認められる。又、

③ 道祖神トナツテ人皇ヲ守リ玉ヘト云也 (18ウ2)

④ 義ニヨツテ (20オ5)

⑤ 云ツテ (7ウ4)

の如きは、促音便であつて、いずれも「ツ」表記となつてゐる。このうち、⑤は、八行四段活用動詞の連用形である点に注目したい。

以下は、漢字音に関することである。

① 連濁

⑥ 本紀。(7オ10)

第一項に於いて述べたように、本資料には声点が差されてあつて、これによつてアクセントや清濁を知ることが出来る。「紀」字は、牙音・清(韻鏡)で、本来、漢呉ともに清音であつたと考えられるから、上接「本」字の鼻音同化による連濁の例と解せられる。ここでは、紙幅の都合上、右の一例を示すにとどめる。

⑦ 合拗音

⑦ 元^ケ宗 (8ウ10)

⑧ 玄^ケ黄 (7ウ5)

⑨ 上^カ和下^カ睦 (1ウ7)

⑩漢家(3オ11)

⑦・⑧は、本来合拗音の諸字であり、「クエン」と表記されるのが古用である。ここでは、当時の音変化を反映して直音化している。⑨「クワ」は、「クヰ」・「クエ」より遅れて直音化すると説かれる。⁽¹⁴⁾⑩は、文脈より菅原家を指すと考えられる故、「漢」字は、「菅」の宛字と解される。「漢」の仮名書字音形は「カン」、「菅」は「クワン」であり、これらが相通している可能性が考えられる。

㊦開合

⑪ 隔陶文フトウト云葛也(21オ5)

⑫ 管相將(9ウ1)

⑪は、日葡辞書に「Budo. フダマ(辭) Yehicazura」とある如く、開合の混乱表記例と解される。⑫「相將」も「丞相(シヨウシヤウ)」の宛字とすればその例と認めうる可能性が出てくる。非上流階級の仮名文書の類には、夙く鎌倉時代に乱れた例が存するけれども、江戸初期頃まで中央京都語の規範として存した開合の区別の乱れた例として注目される。

(3)文法

本資料には、中古語の文法規範から外れた例をいくつか指摘することができる。

㊦連体形の終止用法

① 人ヲモテナスヲ饗スルト云(20ウ5)

② ノイテハ死スルト云事ニ用ユレトモ(22オ6)

③ 清メルハ上ニ濁リタルハ下タナルヲ稚スルト云也(8オ4)

いずれも、サ行変格活用動詞で、下に文を承ける引用の助詞「ト」がくる場合に限られる。⁽¹⁷⁾

① サ行変格活用動詞の未然形活用語尾「サ」

④田ニ繩ヲ以テイネヲ押臥セテソクサシメンカ為ニハル也(23ウ2)

「ソクサ」は、「損ス」(桜池院本)で、シムに上接するのであるから「ソクセシム」とあるべき所である。⁽¹⁸⁾

㊦用語十ノ十如シ

⑤ウカレタヽ㊦エルノ如シ(8オ10)

用言の場合「一ガ如シ」とあるべき所を、体言のように「ノ」を用いている。

㊧助詞「カ」の重用

⑥イカテカ男ト云トモ子ヲ生ミ玉ハサランカ(20オ10)

(4)語詞

語詞については、①文選読の称「カタチヨミ」、㊦口頭語的語詞について取上げることとする。

①文選読の称「カタチヨミ」

①光華明文カタチヨミノ言ニ云月ニモソネマレ花ニモネタ^{マルト}容顔^美麗ナルニ付テ可意得合一ス(15オ11)

②天地^{テンチノケンクワウト}玄黄等トカタチ読始ルナリ(7ウ5)

「カタチヨミ」の例については、築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』(昭38・東京大学出版会)第三章第二節文選読、に説かれているように、毛詩抄が夙い例として掲げられているが、本資料の例は、それより遡ることになる。⁽¹⁹⁾

㊦口頭語的語詞

③ハヲトヲ高ク。カリメカシ(22ウ12)

は、その上位成分「ガリ」がオノマトペ出自らしいと思われることよりして、口頭語的と言える。日葡辞書にも「ガリメカス」・「カリメカス」など造語法を同じくする類例が拾われるけれども、この「ガリメカス」の例は認められない。

④イキヲホツトツク(18オ2)

⑤ 雪ナントラサツトケハラウ (22ウ9)

④・⑤は、オノマトペの類で、④「ホツト」は山谷詩集抄、⑤「サツト」は、蒙求抄・山谷詩集抄・江湖風月集抄・錦繡段抄に例を認めることができる。⁽²⁰⁾

(5) 文体

最後に、本資料の文体基調を把握してみたい。

先に少し触れておいたように、以下の諸点より、本資料の文体基調は、文語的であると概括することができる。

⑦ 文末表現

本資料の文末表現について調べてみた結果、⁽²¹⁾表①を得た。

表①

也	体言+也	230	} 374
	用言+也	126	
	助動詞+也	12	
	ト也	1	
	ヨリテ也 (不明)也	4 1	
ゾ	ゾヤ	2	} 3
	ケルゾ	1	
用言	用言	103	103
用言+助動詞	用言+リ	41	} 105
	ベシ	30	
	ズ	11	
	タリ	10	
	玉フ	6	
	ム	2	
	玉ヘリ	2	
	ヌ	1	
	ケリ	1	
	タリケム	1	
如シ	——が如シ	2	} 5
	——ノ如シ	3	
欵	体言+欵	7	} 13
	用言+欵	4	
	助動詞+欵	2	
その他	副詞 (如何)	2	2
	文	28	} 116
	(ト) 為言	7	
	云々	81	

口語抄物の一特徴たる「ゾ」体ではなく、文語抄物の「ナリ」体がベースになっていることが知られる。

①接続詞

接続詞の使用度数を調べてみると、表②が得られる。

表②

マタ	(又)	9
シカルアヒダ	(而間)	6
タダシ	(但)	5
コレニツケテ	(付之)	5
アルイハ	(或)	4
コレニヨリテ	(依之)	3
シカレドモ	(然)	3
シカルニ	(而)	2
シカラバ	(尠)	2
カツハ	(且)	2
ココヲモテ	(是以)	1
シカノミナラズ	(加之)	1
スナハチ	(即)	1
シカリトイヘドモ	(雖然)	1
シカモ	(而)	1
シカレバスナハチ	(然則)	1
シカシテノチ	(而後)	1
ナカンヅク	(就中)	1
コノユエニ	(此故)	1

ここでも、くだけた、口頭語的語詞は認め難く、文語的特徴を示すと考えられる「シカルアヒダ」・「シカレドモ」・「ココヲモテ」などの語詞を認めることができるのである。

⑦所謂、和文語と漢文訓読語の選択

平安時代の、所謂〈和文語〉と〈漢文訓読語〉のいずれを本資料では選択しているかといった観点よりみると、⁽²³⁾
 ①天ノ如ク(15ウ1)他

比況の表現に、訓読語「ゴトシ」を用いて、和文語「やうなり」を用いない。

②用ナクシテ(5ウ2)他

接続助詞「シテ」を用いて「て」を用いない。

③故ニヨヒトハヨマサル也(13オ5)

打消の助動詞「ず」の連体形に「ザル」を用いて「ぬ」を用いない。

と、漢文訓読語を選択する傾向が看取される。この他にも訓読語に属する副詞「コトゴトク」、「マヽ」、「ヒソカニ」、動詞「フサガル」の例が拾われる。

⑦・①・②の諸点を合せ考えると、本資料の文体は、文章語を基調としてしていると判じて大過はあるまいと思われる。しかしながら、前述の如く、音韻・文法・語詞の各項について口頭語的要素と思しき例を指摘することができるのであって、その文体の単純ならざることを知るのである。

六、むすび

以上、本文献の書誌並びに言語的性格について解説してきた。取上げるべき重要な事柄を見落しているかも知れず、聊か疎略な記述に終始した嫌いはあるが、一応の素描は成し得たかと思う。

今後の課題としては、日本書紀関係の抄物の中での位置付けが、まずなされるべきである。今回見たような言語的性格を有する本資料が、如何なる所に定位するかを明確にしてゆきたいと思う。

それには、良遍なる人物の考証もさらに進めてゆくべきであろうし、又、三原市御調八幡宮に本資料が今日伝存するに至った経緯についても一考しておくことが、課題の解明に役立つかも知れない。これについては、同じ三原市の市立図書館に

○享徳元年三月十一日書了

於平安城四条坊門烏丸摩利支天堂書之

于時天文九年庚子三月廿三日写之了

の奥書を有する『紙本墨書神代の巻講義』一巻が伝わっており、又、広く瀬戸内海域に目を向けると、先掲の一伝本、親王院本は奥書より〈讀岐國〉で書写された由が知られるし、◎多和文庫も香川県に所在する。当面は、かような文献群について、調査を行い言語的性格を解明してゆくことが必要とならう。

注

- (1) 御調八幡宮の歴史については、
沢井常四郎『御調八幡宮登八幡荘』(大10)
桑原季彦『御調八幡宮の歴史』(『広島県文化財ニュース』53、昭47・6)に詳しい。
- (2) 小林芳規『御調八幡宮蔵の角筆と角筆文献』(『内海文化研究紀要』16、昭63・10)
- (3) 『三原市の文化財』(昭56・11)
- (4) 以下のこの項の記述は、小林芳規『御調八幡宮第一回調査記録(昭和63年1月30日作成)』に基くものである。
- (5) 血脈圖は、岩橋小彌太『京畿社寺考』(雄山閣、大15)に拠った。
- (6) 『日本書紀卷第一聞書』(『神道研究』55、昭44・10)
- (7) 他本a・bが二月二十一日に講読が始まっていることに注意したい。
- (8) 国語学会編『国語学大辞典』(昭55・東京堂出版)「抄物」の項(柳田征司執筆)
- (9) 小林千草『文語聞書抄物の接続詞』(『国文学言語と文芸』93、昭57・7)の呼称に従った。
- (10) ①『吉田兼俱の日本書紀抄について——兼俱自筆本の成立と幻抄——』(『抄物研究』1、昭50・10)
②『吉田兼俱系日本書紀聞書諸本の擬声擬態語について——諸本間の相違とその解釈——』(『佐伯博士喜寿記念国語学論集』昭51・表現社)

- ③「清原宣賢系の日本書紀抄諸本の基礎的研究——〈先抄本〉を中心に——」〔抄物研究〕2、昭52・2）
- ④「抄物の接続詞―その有する性格―」〔国語と国文学〕54―5、昭56・5）
- ⑤「日本書紀桃源抄」におけるある抄文群の性格―〈桃源抄〉成立論の一てがかりとして―」〔馬淵和夫博士退官記念国語学論集〕昭56・大修館
- ⑥「聞書の実態——天理図書館蔵「日本紀聞書」を通じて——」〔国語国文〕57―4、昭63・4）
- (11) 久保田収『中世神道の研究』第三章両部神道の成立と発展三、麗気神道の紹述（神道史学会、昭34）
- (12) 小林千草注（10）文献―⑥参照。
- (13) 小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」〔広島大学文学部紀要〕特輯号、昭46・3）第一章文字とその補助符号五九頁、築島裕「漢字講座1漢字とは」漢字の書体、字体6、古体字と抄物書（昭63・明治書院）
- (14) 小林芳規、注（13）文献。
- (15) 奥村三雄『講座国語史2音韻史・文字史』第二章古代の音韻一〇五頁。
- (16) 日光輪王寺藏諸事表日鎌倉初中期書写本に、「菅・丞（シヤウ）・相（シヤウ）」（41オ1）の例あり、菅原道真を指す。
- (17) 辛島美絵「国語資料としての仮名文書——鎌倉時代の才段長音の開合と四つ仮名の混乱表記を通して——」〔国語学〕146、昭61・9）
- (18) 小林芳規注（13）文献第四章二、助動詞二二八頁。
- (19) 湯沢幸吉郎『室町時代言語の研究』（風間書房、昭56）第七章動詞第一節活用の種類、第七サ行変格活用但し、挙例の①は、所謂〈文選読〉にはなっていない。他、抄物の「カタチヨミ」の例については、三ヶ尻浩「史記抄謄写」（昭13・1）
- (20) 寿岳章子「抄物の文選読」〔国語学〕6、昭28・10）
- (21) 尾道短期大学国文研究室編『抄物語彙ノート（漢書抄之巻）』〔国文学報〕4、昭36・3）などに言及されている。
- 土井洋一「抄物の手控と聞書——口語資料としての性格——」〔国文学攷〕24、昭35・11）

坂詰力治『論語抄の国語学的研究索引篇』（武蔵野書院、昭62）

(22) 小林千草注（9）文献。

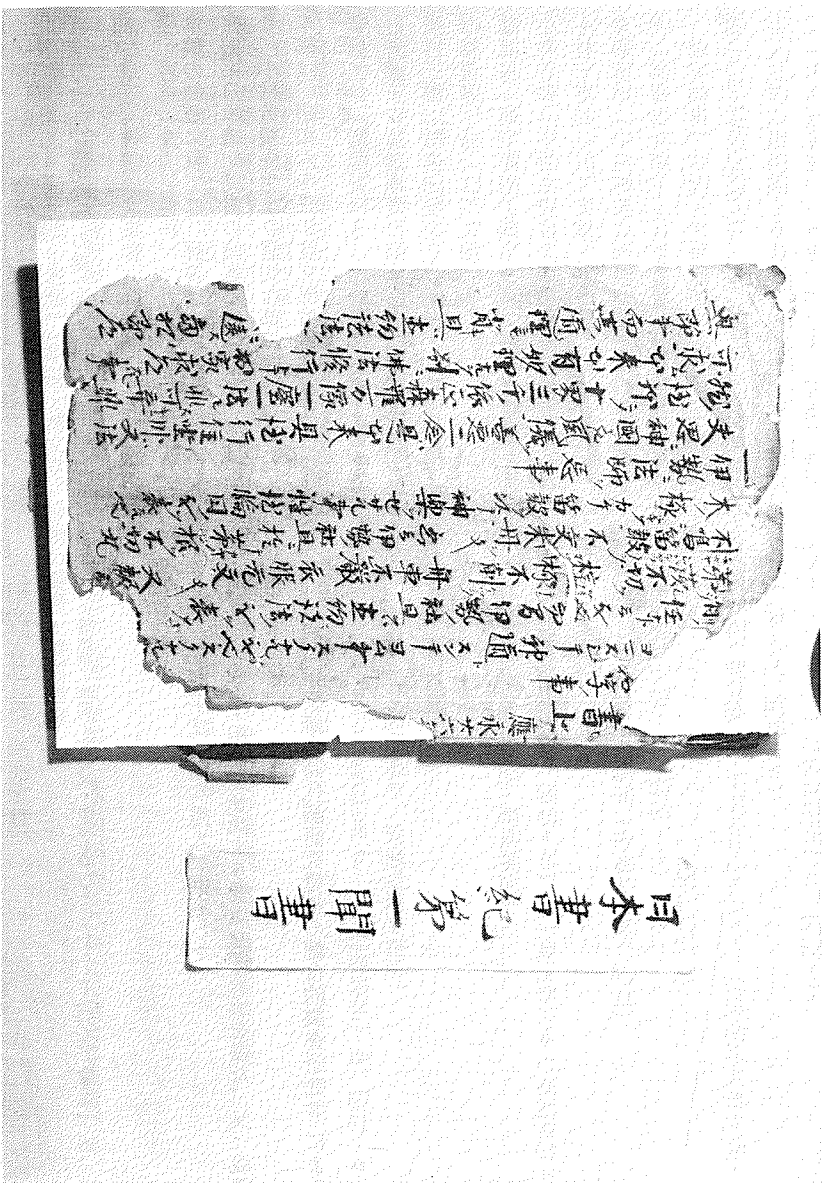
(23) 坂詰力治『論語抄』の漢文訓読語についての一考察——特に接続詞・副詞・助動詞・助詞を中心として——（『文学論藻』46、昭46・6）

〔付記〕

- 1、本稿の執筆に就ては、解説は山本真吾が担当し、翻字本文並びに翻字注は山本秀人が担当した。
- 2、良遍系日本書紀聞書の諸本については、伊藤正義先生・阿部泰郎先生・田中貴子氏より貴重な御教示を得た。又、成稿に当たり、小林芳規先生より懇切な御指導賜わった。厚くお礼申し上げる。
- 3、本稿は、昭和六十三年度文部省科学研究費（総合研究A 課題「平安鎌倉時代語研究資料の総合的調査研究」）による成果の一部である。

題簽(後筆)

日本書紀第一聞書



- (一)才……現状の丁数
- (二)……元の丁数
- (三)……
- (四)……
- (五)……

本公有家親權之召即斷諸
 老可擗五類法師之吾類又擗
 字神變行也但出安文備等部不有以爲原也

一和國修行等
 三種神祇可習三種神靈云神顯天寶銀胡入
 內侍所傳之必及惡鬼附體多患如區區三四條
 行上和下法治治爲可守其時仍行何去年
 一交戒書主不日方事付以心長神靈

上室多言持志佳律一碑圖爲
 三事能住誠不任其列學空有之何可生
 五字本報有方之割生毒死悲以

水鏡備載校何學
 入時大海燈
 疑孔祖傳國建立之你終行請在

引此字之說以國聖名或又此寫山中靈軍師五
 故國中柱之武山事之
 國中又山國之也之桂又山國之有柳之康也
 聊之二伊數育以人不足三之金剛山大智國之人不見
 又又物留孫佛日而國之字在之之四國方之心之安故
 村之心之佛之本者不富之健婦龍王之申道去之

一狗田孫傳立方之千金運下竟宮祿有七之色言事妙
 地羅五宮名微也當時天下教養十二術十二教之
 書二十万石後十餘也十也故之也

三才

三才

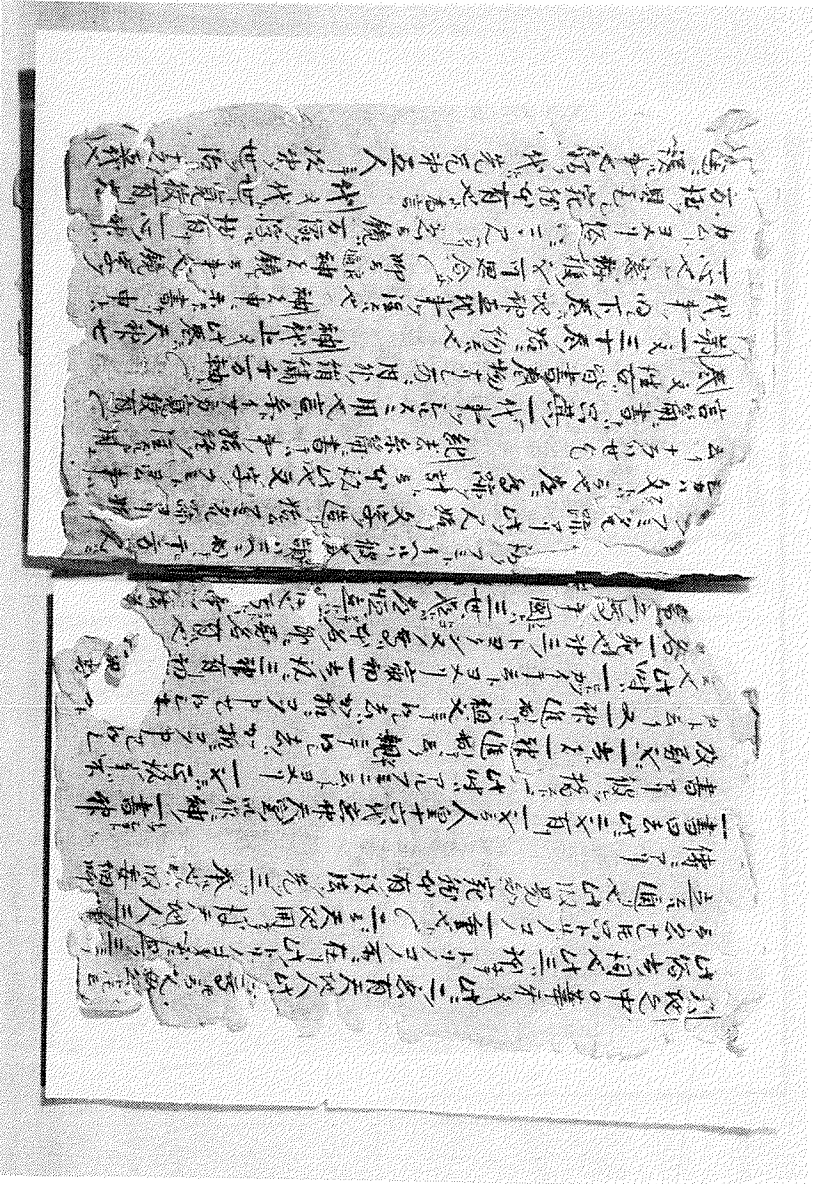
書中一云四事并說一云至升三十三代而天會
 一聖德太子御文釋將鳥子大臣年報云一建武天皇
 上云皇三十四代此之定和北屋平太子云賦中皇皇
 三條天皇云一云去皇年說皇是云大業七代此皇代中下
 二卷五代此云和銅身中八十四代光明寺云自林
 武相女云三十四代此云三志日本化身人皇下天武身
 云王子命人親王十四代天皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇
 後云一神武一云歌皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇
 云大和加那一人云三十二代聖德天皇年二人信
 有云加那殿一皇字也云云云云云云云云云云云云

寺國傳檀那集會一會皇十四代
 加云世尊淨土法王為慈恩權攝出云云云云
 王云一佛云云云云云云云云云云云云云云云
 平對富衆云云云云云云云云云云云云云云云
 皇王云云云云云云云云云云云云云云云云云
 一云云云云云云云云云云云云云云云云云云
 佛云云云云云云云云云云云云云云云云云云
 三條直晴云云云云云云云云云云云云云云云
 出云云云云云云云云云云云云云云云云云云
 云云云云云云云云云云云云云云云云云云云
 云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

一、神七代才過春早一國九立二國推三運理
 已三神推德聖空一國大德推三時以從家張大
 四底五段波土成五太戸之通六戸同通六面之否惟
 推者已三代推院有言文段會文有之七伊特器意例律
 冊子時段會文有之七下中付假推言律由
 之身墨之 七代中初三代佛法以推非非取下
 年次三代神藏為壯代中之戲盡之與與三識有
 一、在推之類列言以三德通三身歌八文後後身之
 一、推者後者教造次能通用乃名意身

且神七代才過春早一國九立二國推三運理
 已三神推德聖空一國大德推三時以從家張大
 四底五段波土成五太戸之通六戸同通六面之否惟
 推者已三代推院有言文段會文有之七伊特器意例律
 冊子時段會文有之七下中付假推言律由
 之身墨之 七代中初三代佛法以推非非取下
 年次三代神藏為壯代中之戲盡之與與三識有
 一、在推之類列言以三德通三身歌八文後後身之
 一、推者後者教造次能通用乃名意身

且神七代才過春早一國九立二國推三運理
 已三神推德聖空一國大德推三時以從家張大
 四底五段波土成五太戸之通六戸同通六面之否惟
 推者已三代推院有言文段會文有之七伊特器意例律
 冊子時段會文有之七下中付假推言律由
 之身墨之 七代中初三代佛法以推非非取下
 年次三代神藏為壯代中之戲盡之與與三識有
 一、在推之類列言以三德通三身歌八文後後身之
 一、推者後者教造次能通用乃名意身



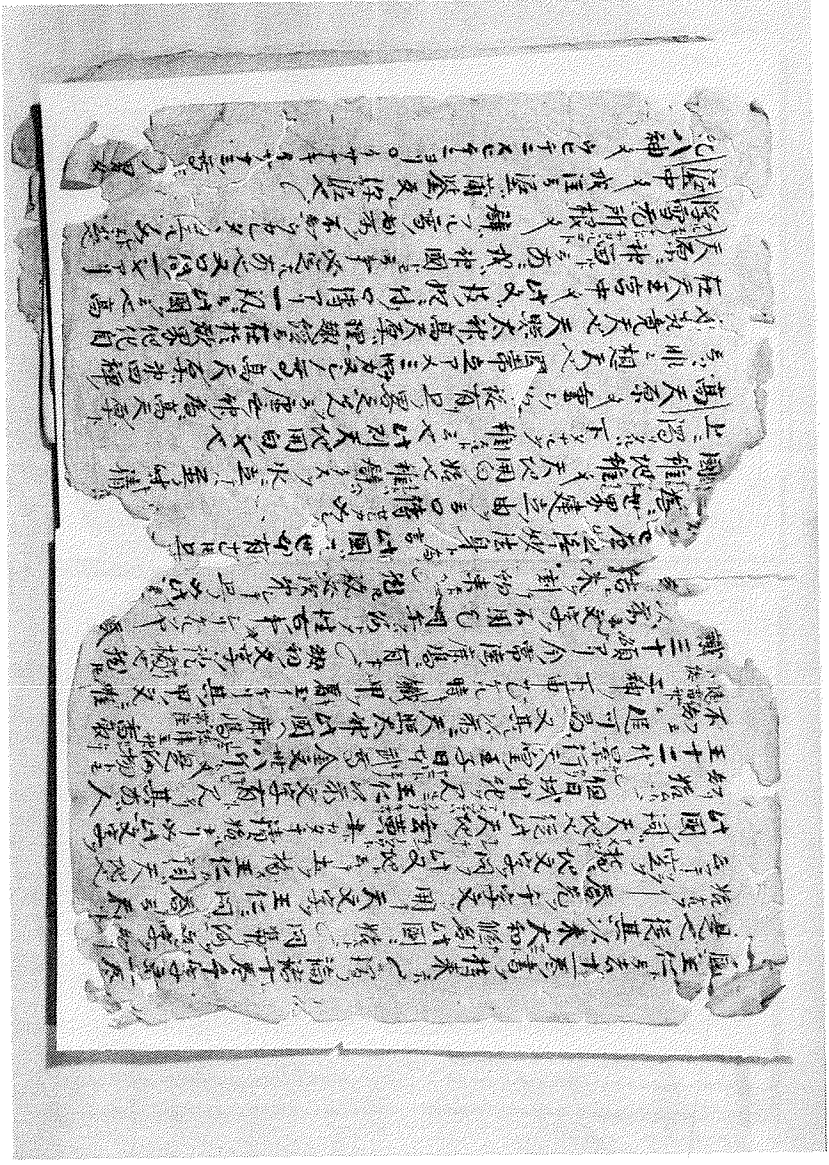
此之中。華才。此二。安有。天。地。人。時。三。事。無。一。不。在。此。中。有。者。應。三。
 以。俗。古。詞。又。三。種。之。上。三。本。在。此。中。有。者。應。三。
 多。也。世。上。之。一。重。文。二。天。地。人。三。事。無。一。不。在。此。中。有。者。應。三。
 立。論。又。以。易。氣。充。物。中。有。沒。焉。先。三。養。心。以。毒。脚。
 佛。了。
 一。書。曰。去。時。二。有。一。文。人。重。十。六。城。茲。世。為。此。佛。神。一。書。邪。
 書。子。假。借。焉。一。時。元。在。三。云。早。一。文。正。故。有。本。
 及。假。又。一。書。又。一。建。進。胡。馬。鞭。手。吃。去。加。推。之。中。也。比。上。
 一。三。子。一。根。進。胡。馬。鞭。文。事。以。素。加。推。之。中。也。比。上。
 一。時。一。加。子。三。子。又。一。家。如。主。奴。三。律。有。規。
 各。一。先。想。神。三。上。口。之。文。或。如。多。也。應。多。以。之。
 豈。不。寫。乎。國。三。世。應。各。推。其。以。之。文。事。之。結。者。

去。十。九。世。也。
 去。去。宗。前。書。本。招。經。信。用。州。
 一。三。之。味。子。以。又。號。為。字。造。推。至。元。源。子。那。
 一。六。文。事。之。處。急。部。計。至。守。奴。以。又。字。之。言。事。

言。與。前。書。三。其。一。代。才。也。三。用。文。言。事。十。身。復。發。意。
 春。又。性。空。皆。善。農。物。之。功。月。外。須。備。子。子。翻。
 第。一。又。三。十。卷。短。物。也。
 翻。枕。上。又。以。歷。天。神。七。
 代。才。心。下。是。波。邪。書。就。事。法。也。翻。之。中。去。書。中。

一。心。上。之。靈。游。推。文。可。思。念。一。那。之。神。又。輪。事。心。鏡。字。
 中。之。三。大。子。修。三。之。子。之。鏡。五。箇。字。抄。有。三。中。

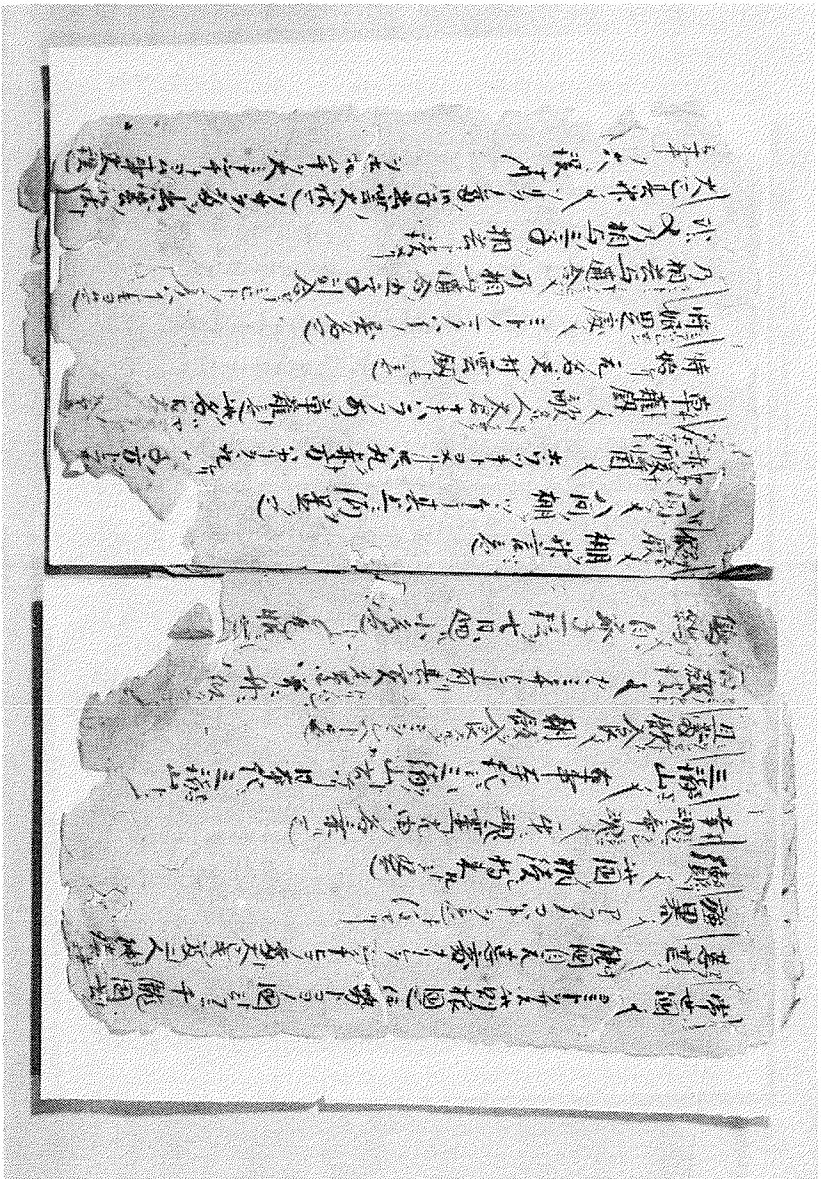
五。世。男。毛。完。獨。守。有。心。書。言。州。又。林。世。竟。持。有。六。
 三。漢。事。也。初。成。先。元。并。五。人。以。決。世。俗。志。是。貴。文。



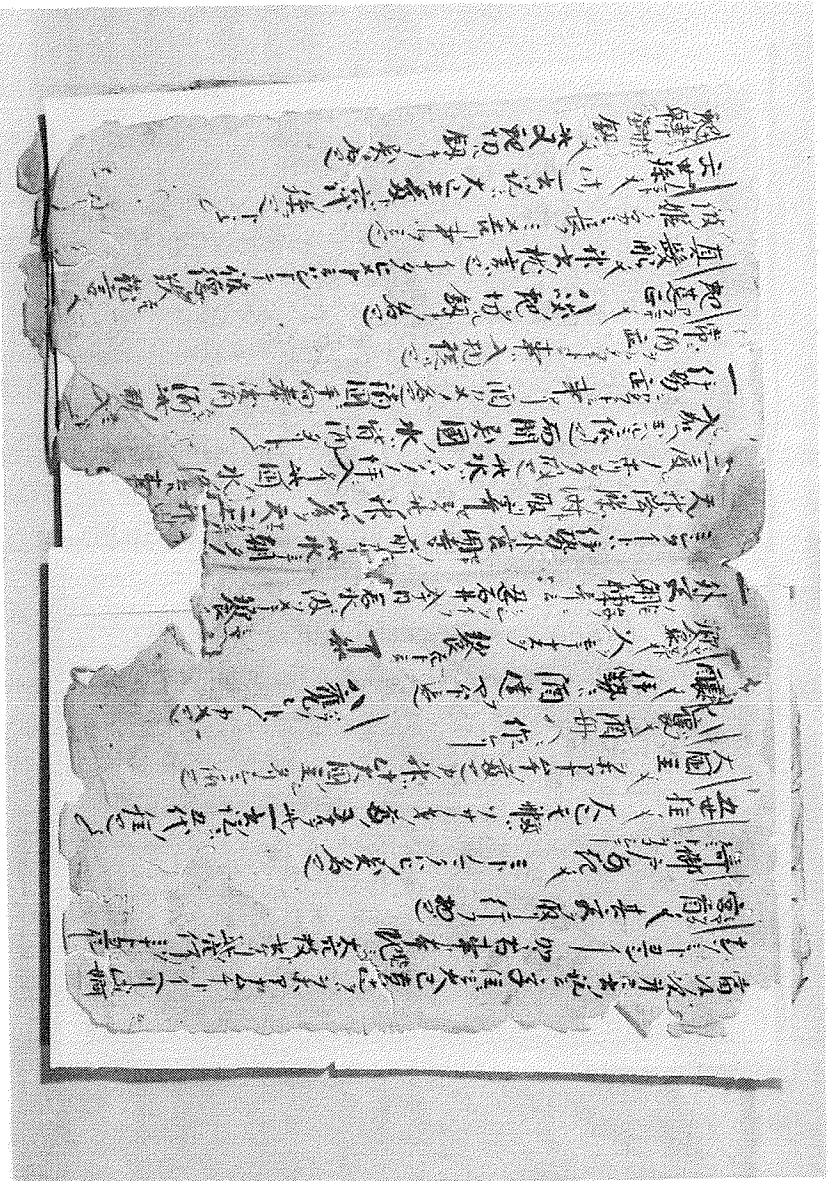
御調八幡宮藏日本書紀第一問書解説並に影印・翻刻

在...
 家...
 造...
 可...
 不...
 成...
 二...
 三...
 四...
 五...
 六...
 七...
 八...
 九...
 十...

十一
三十三

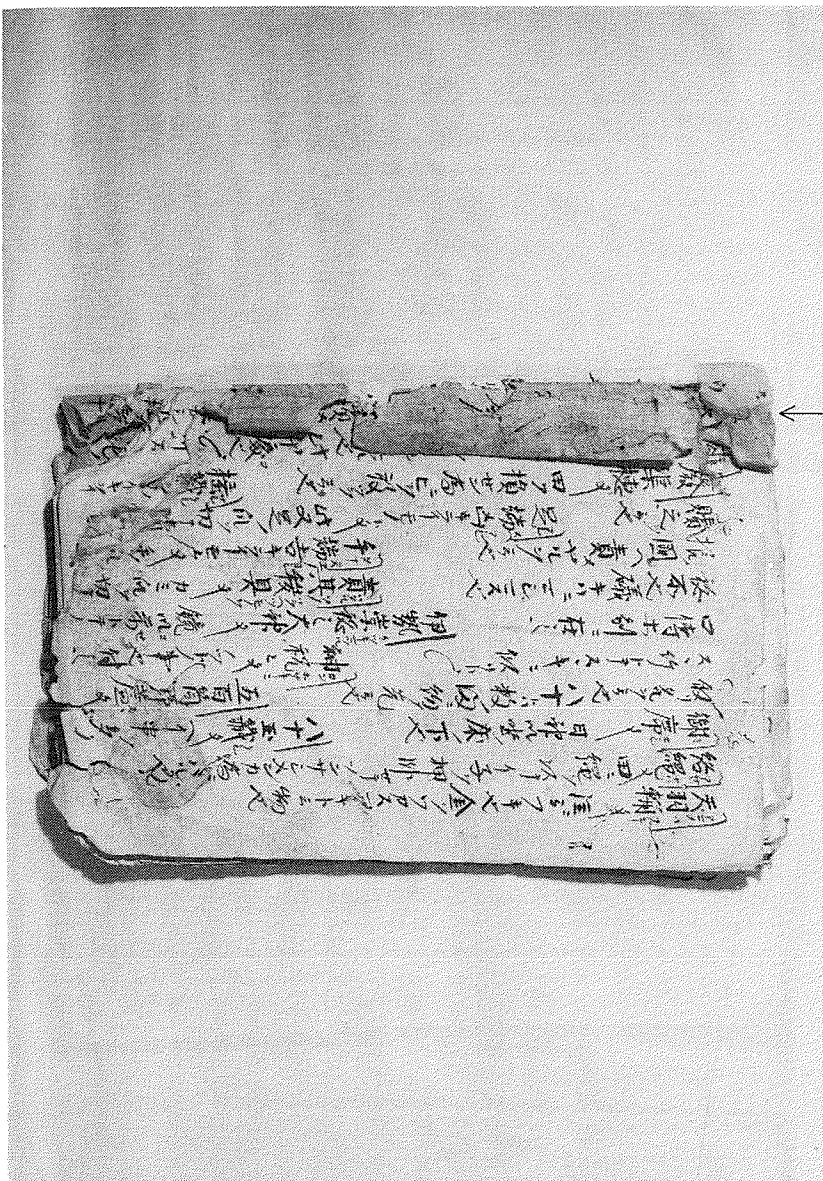


三十四
十四



御調八幡宮蔵日本書紀第一聞書解説並びに影印・翻刻

藤二名之、
 名、尚似、足、假、國、人、三、名、
 梅、中、人、有、大、少、要、類、之、
 百、机、子、自、茶、柜、山海、珍、物、之、備、
 人、子、大、少、聚、喜、易、非、言、云、之、作、念、
 今、腹、之、上、氣、受、足、指、之、保、濟、神、之、
 浮、賀、神、之、上、舍、藉、魂、同、一、輪、事、年、下、下、期、之、
 屋、妻、及、大、小、之、雜、談、之、表、之、中、之、和、之、亦、之、均、之、
 然、之、如、之、三、之、年、之、口、之、十、之、主、之、以、之、上、之、五、之、六、之、年、之、均、之、
 智、之、亦、之、能、之、以、之、三、之、在、之、在、之、在、之、
 青、之、人、之、子、之、日、之、一、之、四、之、衆、之、生、之、呼、之、眠、之、死、之、下、之、三、之、年、
 之、之、性、之、振、之、際、之、不、之、足、之、性、之、有、之、三、之、四、之、衆、之、生、之、在、之、在、
 人、之、子、之、計、之、石、之、一、之、邊、之、引、之、上、之、子、之、實、之、生、之、死、之、讓、之、心、
 痴、之、神、之、又、之、三、之、邊、之、引、之、相、之、母、之、不、之、塞、之、成、之、身、之、以、之、心、之、如、之、志、
 忌、之、叶、之、杖、之、帶、之、衣、之、物、之、主、之、又、之、丁、之、遠、之、以、之、心、
 建、之、德、之、妻、之、權、之、又、之、妻、之、婦、之、中、之、處、之、主、之、之、之、授、之、重、之、教、之、拜、
 三、之、云、之、泉、之、庫、之、日、之、殺、之、又、之、上、之、泉、之、庫、之、日、之、殺、之、又、
 總、之、而、之、生、之、死、之、又、之、原、之、故、之、不、之、候、之、又、之、四、之、字、之、居、之、以、之、希、之、言、
 御、之、之、之、カ、之、ク、之、ノ、之、ナ、之、ニ、之、依、之、又、之、泉、之、庫、之、奉、之、板、之、一、之、次、之、具、
 備、之、陶、之、不、之、上、之、高、之、冠、之、長、之、ノ、之、類、之、草、之、か、之、不、之、幸、之、ナ、之、事、
 泉、之、津、之、魂、之、女、之、一、之、文、之、佛、之、鬼、之、人、之、一、之、文、之、概、之、又、
 家、之、常、之、深、之、の、之、川、之、若、之、以、之、三、之、不、之、
 人、之、又、之、上、之、二、之、字、之、引、之、合、之、以、之、可、之、又、之、腰、之、拂、之、三、之、不、
 位、之、血、之、上、之、清、之、所、之、名、之、松、之、否、之、可、
 三、之、不、之、



裏表紙（下印部分）

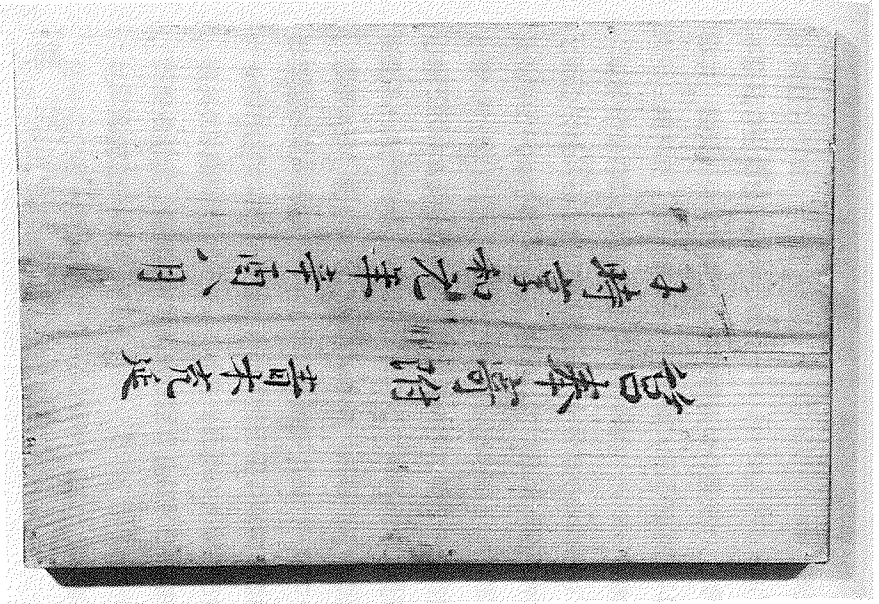


図 (底裏)

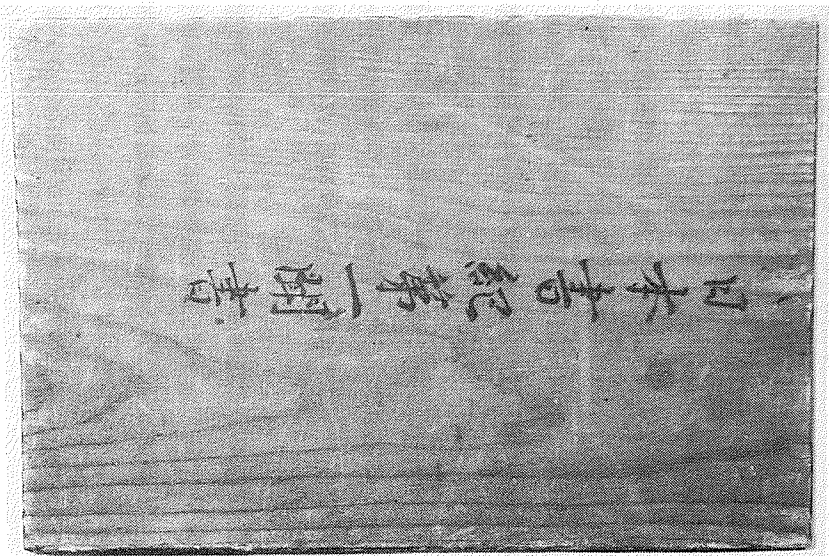


図 (蓋)

〔翻刻〕

凡例

- 一、三原市御調八幡宮蔵「日本書紀第一聞書」の奥書を含む全文を、原本に基づいて翻刻したものである。
- 一、原本に忠実に翻刻することを宗としたが、諸種の都合上、下条のような措置を構じている。
- 一、本書の現状は錯簡になっており、影印は現状を尊重する意図により現状の順序のままに掲げているが、翻刻は、内容解説の便を考慮して元の装幀の順序に復して掲げた。
- 一、行取りは、印刷上の経済性を考慮して追込式とした。但し、原本において意識的に改行されたと見られる箇所は、本稿でも改行した。また、原本における行頭には「を附してこれを表示し、その上欄にその行数を掲げ、丁（表・裏）の替り目には、その丁数と表・裏とを現状の丁数に従って「^{13オ}」のように掲げ、併せて元の装幀の丁数をも（）に包んで表示した（¹⁰）の如くなる）。
- 一、文字の大書小書、割注、傍訓、傍注等も、原本に忠実に区別して翻刻するよう努めた。但し、本行小書か傍書か紛わしい仮名については、原則として本行小書に扱った。
- 一、漢字の字体は、活字正字体（旧字体）とすることを原則とした。但し、
万 馮 処 困 宝 冢 介 弃 无 旧 欵 畧 竜 箆 躰 积 釧 鑿
等は、原本の字体に基づいて右の通りに翻字し、且（壇）、广（摩・磨・魔）、艹（煩惱）等の抄物書も原本のままとした。片仮名は現行の字体としたが、ノ（シテ）、尸（トモ）、リ（リト）の合字は原本のままとした。梵字も原本に従って梵字に翻字した。

一、踊字は、原本に従って「マ」「ム」「フ」「ク」とした。なお「云」の草体は総て「云」とした。

一、返点、合符、声点、句点(・)が二例のみあり、見消符、補入符、省略符(○)、合点等は、原則として原本のままに翻刻し、私に句読点等を加えることはしなかつた。但し、見消符の内「ト」「ヒ」は仮名と区別するため(見消)と併記し、声点についても、正確を期するため(平)(上濁)等を併記したが、傍訓に附された声点は繁を避けて(平)等の表示のみとし、翻刻注(下条参照)にて説明を加えた。また合点は、形態により「\」「\」「\」「\」の三種を一応区別した(初めの二種は区別の難しいものもあり、三種の意味の違いについては未詳)。また塗抹は■にて示した。

一、誤字、誤写と認められる文字もそのままに翻字し、正しいと考えられる文字を()に括って右傍(右傍に仮名などがある場合はその字の下右)に記した。但し、聞書による誤解や同音の宛字と考えられるもの(「三種神器」を「三種神祇」と書く等)はこれによらず、その多くは(ママ)と傍記したり、翻刻注に説明を加えたりした。

一、破損のある箇所は、解読可能のものはその文字等を□で囲んで示し、解読不能のものは□(空白)で示した。但し、破損が小さく解読に支障のないものは必ずしも文字等を□で囲むことをしていない。

一、翻刻文中、特に注記を必要とする判断される箇所には、*を附して、翻刻の後に纏めて「翻刻注」を掲げた。主に以下の事柄を注した。

1 良遍講述「日本書紀聞書」諸本の内、高野山桜池院本「日本書紀卷第一聞書」を、中村啓信「日本書紀卷第一聞書」(『神道宗教』55、昭和44・10)の翻刻をテキストとして本書に照合の上、両書の対校を行った。但し、御調八幡宮蔵本と桜池院本とは全体的には同類の本文でありながらも、詳細に比較すれば字句等の相違点は甚だ多いため、特に御調八幡宮蔵本が破損して全く解読不能の箇所や、同本の内容の解読上重要と思われる相違点等について、桜池院本の形態を掲げることとした(屢々御調八幡宮蔵本は「御調本」、桜池院本は「桜」の略称を用いた)。なお桜池院本の

右テキストは、漢字を新字体とする、句読点を私に補う等本稿とは翻刻の方式が種々異なるが、同本の引用に当っては総てテキストの通りとした（但し引用文末尾の句読点は屢々省略した）。

- 2 日本書紀の引用文や、日本書紀本文に關係の深い箇所については、原則として乾元本「日本書紀卷第一」（天理図書館善本叢書による）の該当部を掲げた（屢々「乾元本」「乾」の略称を用いた）。同書の引用に当っては、本稿の翻刻の方式にほぼ準じて掲げたが、ヲコト点は平仮名で表記し、繁を避けて割注は（ ）に括って本行に記し、頭注も（頭注）と表示して本行に記した。なお傍注や頭注は省略したものもある。また必要に応じて、清原宣賢「日本書紀抄」（天理図書館善本叢書による）を援用した箇所もある。

- 3 その他、傍訓の声点（上条参照）、聞書による誤解表記や宛字（同上）、重書、不審箇所等、必要と認められた箇所には注を施した。

(1) 才 1

書上應永廿六甲

名字ノ事

43 「ヨマスシテ神道正トスンテヨム事スクナル義也スクナル」有リ任ナト云義也而

間伊勢ノ社且ヲハ直約諸法ノ義ヲ表ソ

65 「第一不切ニ根極不削舟車不嚴衣服无文又釈云不鳴ニ笛鼓ニ不交朱丹一文意

7 云伊勢ノ社且ニ於テ茅根ヲ不切一丸木ノ極カケ笛鼓ヲ以テ神樂ヲセサル事性徳輪圓ノ義ヲ

表スル也

「一伊勢ニ法師ヲ忌事

8 「夫思ニ神國風儀ヲ善惡二念ハ是本來ノ具徳行住坐臥ハ又法然ノ徳躰ニ十界三千ノ依正森羅

万像一塵一法モ非可弃非「可求ム本來本有ノ妙理ナルヲ別ニ佛法修行トテ出家求道スル事」且

ハ即事而真ノ道理ニモ背キ且ハ直約諸法ノ「ニ違ス當相即道」因改本有ハ當家ノ規模也而間伊勢

ノ御託置思ハ祈天長地久「先可禁斷ス五類ノ法師ヲ文」五類ト者邪行忌諱ノ惡子高座親三

「學禪劍修行也但如此實義僻案ノ輩ハ不有沙汰限ニ者也

「一和國修行事

65 「三種神祇ヲ可習三種神器ト者神璽玉也寶劔劔也「内侍所鏡也如次慈悲兩侍智恵劔正直玉也此ノ三

7 ヲ一心ノ修「行トシ上和下睦堅ク此旨ヲ可守ル余ハ此外ノ修行何者ソ乎

98 「一齋戒ト書ヲハモノイムトヨメリ万事ニ付テ改ル心ヲ忌也神乎環應論ニ「諸宗ヲ破ノ云諸宗ハ迷フ

律ニ一禪閣教ニ文

1110 []^{*}ヲ忌事能住能所住共ニ^長交字原ナル故ニ何クヨリモ [] [] 去^レ本^レ來^レ本^レ有^レナルヲ新ク生

ヲ喜ヒ死ヲ悲ム此 []

[]^{*}己レカ心ト書ケリ可思^レ之

(2) 7才 2:1 []^{*}道 伊勢平野ノ兩流ト文伊勢ニハ祭主家尤龜鏡トシ [] [] 神主代々ノ御門ノ御師範ト

ナル也平家野ヲハ家ノ本トモ云ヒ漢家 [] トモ云也

[]^{*}神道未練ノ族ヲ通途ノ才覺ニシ心^{*}地修行ニ非スト思ヘリ此大ニ誤リナリ []^{*}和朝ノ即身成佛ノ直道

三途拔苦ノ船符也其故ハ天照太神假ニ []^{*}淨飯王ノ太子釈尊ト生レ給テ五時八教ノ次第ヲ説キ給フ此

則和國ノ []^{*}修行淺深重々ノ風儀也佛法比土ニ渡テ彼ノ經論等ヲ見ルニ悉ク []^{*}一句半言トシ神道ノ和

風ニ非ル事無シ深義ヲ不知^レヲ仰難信一者也 []^{*}雖然一且差降別也ト云々 []^{*}問佛法神道ノ且クサ降如何

答宝基 []^{*}本紀云行基作神道ハ出テ、混沌ノ之塚ヲ守ル混沌ノ之始ヲ佛法ハ破ソ有 []^{*}无ノ見^レ佛^ル

實相ノ地ニ文

[]^{*}和國ノ文字自往古一有之^レ乎答人王十六代應神 []^{*}皇ノ御宇ニ自異 []^{*}國一王仁ト云者十一卷ノ書ヲ

(2) 7才 1:12 持來スト云々 謂ク論語十卷千字文一卷 []^{*}是也從其^レ以來大和假名此國ニ始ルト云々 []^{*}問漏因何ヲ文字

ヲ []^{*}因リ []^{*}始ケルソ乎答先ツ千字文ヲ開テ天文字ヲ王仁ニ問フ答テ云天ト []^{*}云ツテ空ヲ指ス地文字ヲ

問フ此又地ト云テ土ヲ指ス王仁カ詞ハ天地也 []^{*}此國ノ詞ハ天地也從此^レ []^{*}天地ノ玄黃^ノ等トカタナ讀

始ルナリ如此ノ文字ヲ []^{*}知リ始ムト云々 []^{*}但日域本紀ヲ見ルニ王仁以前文字有^レ見^レタリ其故ハ人 []^{*}王

7-6

5

4-3

2

11-10

9

8-7

6

5-4

3

12

11-10

- 8 十二代景行天皇ノ王子日本武尊金文卅八行^{行款}ト文是何物トモ「不知云々追可尋又其レ以前ニ天照太神此國へ鹿嶋^{カシマ}常陸^{トコノ}律主^{リツヌ}神杵取^{カヌヘ}」^{本傳}健甕^{ケンサウ}神二神ヲ下シ申サレケル時キ鐵ノ甲ヲ著玉イケリ其ノ甲ノ文ニ唯「識三十頌アリ今ノ常陸ノ鹿嶋ニ有ト云々劫初ノ文字ノ證據也然^ル」^{本傳}以前ニハ文字ヲ不用一欽問余ヲハ何トノ往古ノ事ヲシリケルソヤ答「^{本傳}結ヒ木ヲ刻テ約束スト云々然^ル說必次第シテ且^ク如此^ク云^フ」^{本傳}此法然本有也ト云々
- 32 1 「^{本傳}ノ書ノ事一者旧事本記^ナ十卷人王第三十二代用明天皇^ニ」^{本傳}「^{本傳}宇聖德太子ノ御制也蘇我ノ馬子^ノ大臣ヲ筆授者トシテ神武天皇ヨ^リ」^{本傳}「^{本傳}古天皇マテ卅四代記之^レ」^{本傳}也第九卷中ニ太子御入滅第十卷ハ馬子記^ノ之ヲ奉天王^ニ也^レ二者古事記^ノ卷上卷ハ天神七代地神五代ヲ明シ中下「二卷ハ王代ヲ紀スト云々和銅年中ニ人王四十三代元明ノ御宇ニ此又自神^ト」^{本傳}武^ニ推古以上三十四代ヲ紀ル也^レ三者日本紀^ノ卷十人皇四十代天武第^ニ五ノ王子舍^ノ人^ノ余^ノ親王四十四代元正天皇御宇ニ錄之^レ」^{本傳}稗田^ノ慈^ノ大^ノ姫^ノヲ筆授者トシテ神武ヨリ天武天皇マテ四十代ヲ紀スト云々凡此日本紀ハ「元ハ大和加那也シヲ人王五十二代聖主嵯峨天皇御宇ニ六人ノ^{本傳}」者ヲ召ノ加那ヲ改テ眞名^ニニカ、セラルト云々左點ハ漢家ノ三人右^ノ江家ノ三人也付之^レ第一卷ハ天神七代ノ事ヲ紀シ第二卷ハ地^ノ五^ノ代ノ事ヲ^{本傳}」^{本傳}第三卷ハ神武天皇ノ事ヲ尺ルニ取テ紀伊國長洲^ノ彦^ノ寸^ノ軍^ノ田^ノ有^リ」^{本傳}第四卷已下ハ王位ノ事ヲ注スル也故ニ三ノ卷以下ハ大切ノ所用ニ非也
- 3 「已上由來^ル」
- 3 1 「^{本傳}日本文ヤマトトヨメリ此得名ニ付テ且^ク三義有リ一云葦原ト云也意云^レ」^{本傳}字原ト爲言一然則此

御調八幡宮藏日本書紀第一聞書解説並びに影印・翻刻

- 6 國文字本不生ノ地也依之一塵一法トシテ「**死**字本不生ノ理ニ非スト云事ナシ而間去來共ニ深意有リ云クニ云「水穗ノ國ト文此則**死**字ノ智水ナリ十界三千ノ依正悉ク**死**字言説「不可得ノ義ニ非スト云事ナシト爲言三ニハ云大和文意ハ**死**字大ニ和合スル位ハ「**死**字也此ヲ大和ト云也深義有口傳一云ク「**死**字紀文フミトヨメリ凡フミト云本説ノ事人壽二万歳ノ比迦葉「佛出世ノ時キ梵王迦魯蒼頡ノ三人ノ兄弟有梵王ハ天竺ニ「**死**字ヲ造リ迦魯ハ胡國ニ出テ、胡文ノ字ヲ造リ蒼頡ハ漢朝「**死**字ヲ見始テ文字ヲ造リ始ムフミタル跡ヨリ始ヨリ「**死**字ハ文トハ云也常ニ鳥跡ヲ計ト云本説此也文ノ字ヲフミトヨム事ハ「**死**字イナラハセ歟 〳紀者糸篇ニ書テハ事ノ始終ヲ注スルニ用ユ「**死**字言篇ニ書テハ只其ノ一代ノ事ヲシルスニ用也言トイサ、力寛校有ト云ク
- 6 「**死**字卷文往古ハ皆書卷物ナリシ故ニ内外ノ絹繡キウキウ千万軸ト云ク
- 8・7 「**死**字第一文三十卷ノ始ニ約スル也 〳神代上文此卷ニハ天神七「代ノ事ヲ明シ下ノ卷ニハ地神五代ノ事ヲ注スル也 〳神者申ニ示スト書ケリ申トハ「**死**字一心也困怒クニ猴カキノ義可思合スト云ク師云シ神者鏡ト云事也鏡ノ字ヲ「**死**字カムトヨメリ俗ウニマ、見ヘタリ意云鏡ハ万像ヲ浮ル徳有リ一心ノ神ハ「**死**字万徳ヲ具足シ宛然本有也ト爲言 〳代文代ト世ト寛校有リ「**死**字ニ誤ル事也謂ク代トハ先兄弟五人ニテ次第ノ世ヲ治ウナラ「**死**字五代也「**死**字云時ハ只一世也准知ルニ當代省仁マテハ五十二世歟然代四百一「**死**字代也以之一可思之一又三種ノ神器ヲ付屬スヘキ器用ナクシテ后キ「**死**字トノ世ヲ持ツ事在之一ソレヲハ代ニハ入レ世ニハ不入レ也例セ「**死**字如シ神功皇「**死**字后ノ 〳上文此ニニ意アリ一
- 4 32 1 12:11 10 9 8・7 6 5:4 3 2 1:2 11:0 9 8:7 6

(4) 5才

(4) 5才

5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 (5) 6才

者書ノ上下ニ見ル也二者此ノ卷ハ天神「七代ノ事ヲ明ヌ故ニ上ト云ヒ下卷ハ地神五代ヲ明ヌ故ニ下ト云フ上下ハ天地」ナル故也

「^{六月十日}古^文」此即空劫ノ時キ法界洞浪トシ是青是黃トモイハレサル位也此「坪更ニ^{タキ}識量一重也此ヲ

天地未分ト云或曰常住壞空ノ四劫ノ中ニ成「劫ノ始メ也謂ク天地未分ニソ世間モナク無^テ爲無^テ事

遷事湛然常寂也其時ニ「最下ニ微細ノ風吹キ起テ厚サ十六洛又廣サ無數也而後天上ヨリ車軸ノ「

下リテ風輪ノ上ニツモル事十二洛又也其十二洛又ノ内ニ上^ミ四洛又「^{金輪際}トナル其後又天

上ヨリ^金雲ト云クモ起テ大雨フリ「^{金輪際}ヨリ上^ミ梵天ニ至テ洪水充滿ノ四方ノ分別モナシ此

口古へ「天地未分」マロカレタル事爲ノコノ如シ^{海月カ}スタユタイテ等云也「彼風輪際ヲ俱舍ニ釈

ノ云風輪最居下其量廣無數厚十六洛「又ト又水〇際ハ深サ八洛又ワタリ十二億三千四百由膳那也金

「〇際ハ厚^サ三億二万由旬也鐵圍山ハ三百一十二由旬ト云々以清^ヲ爲天ト「以濁^ヲ爲地ト事情思彼

根元^ヲ金〇已上梵天已下ニ充滿スル所ノ洪「水自^ラ清濁二性在之「其清^{メル}ハタナヒキ登リテ天ト

成リ其ノ濁レルハ「コリ下リテ地ト成ル上下定テ後ナ所居ノ人ヲ見ルニ天ハ十善所成ノ果報ニソ

「相好端正ニ其身輕ク飛行自在也依正共ニ清淨ナル事有ル故ニ以テ「清^ヲ爲^ト天ト云也又以濁^ヲ爲

地ト者四州四惡趣ハ濁性ノ所成ナレハ隨テ能「居ノ有情モ形色醜陋ニシテ其身重ク飛行自在ナル事

無シ所詮清「^圖ハ善惡ノ二法ナル故ニ爲地ト爲天ト事以之可知^{又云}

「^問儒^孔仙老兩教所立ノ虛無ト神道所立ノ虛無ト同異如何答^名同「^{通途}ノ義也是以テ或神書ニ

云^狸虎ニ似テ其功各別^別カ如シ取意^彼ノ「老子ノ道ハ虛無ヲ以テ所極ノ躰トシ孔子ノ道ハ一氣ヲ

云^狸虎ニ似テ其功各別^別カ如シ取意^彼ノ「老子ノ道ハ虛無ヲ以テ所極ノ躰トシ孔子ノ道ハ一氣ヲ

4

以テ所極ノ躰トスト云々「彼ノ外教ノ虛無ハ三世無躰也神道所立ノ虛無ハ代々ノ御門口受相傳ト云々

6-5

「今又面受口決セリ 虛無ヲ尺ソ云符祿ニ云不念有ヲ不念無ヲ不二「宥靜ナルヲ名テ爲虛無ト而

モ有ルカ徳一故云神ト云

8-7

「一古天地○神聖生其中文序ノ文也就中一精妙之合^{カク}禪易文「上ノ其清陽者薄靡而爲天一マテヲ述

10-9

尺シ重濁之^{カク}顯^{カク}場難文「上ノ重濁者滯滯而爲地マテノ述尺也 〳神聖生其中文國^{カク}常立ノ尊也但

11

古事紀旧事本紀ニハ國常立以前ニ一神ヲ建立セリ「國^{カク}天ヲ讓日ニ天ノサキリ地ヲ月ニ讓ル地ノサ

(6) 4才

2

キリト云也今日本紀ノ「〳六人ノ儒者彼ノ二部ノ書ヲ見合セ^{カク}言ヲ畧シ義理ヲ詮ノ^{カク}十^{カク}〳造ル

3

故ニ三部一書再治定ノ書ト云也^{カク}固^{カク}シ日本^{カク}意^{カク}モ一書ノ^{カク}説^{カク}〳^{カク}華牙彦舅^{カク}命ト云神ヲ國常立以前

5-4

〳一天神七代ノ事此一卷ニ畢ヌ一ハ國常立 二國狹^{カク}槌^{カク} 三豐^{カク}郡^{カク} 〳已上ノ三神ハ陰陽男女無故ニ

6

天ノ道獨リナス此故ニ此^{カク}ノ純男^{カク}ノ限ナスト文「四ニハ 泥土^{カク}瓊^{カク}沙^{カク}土^{カク}瓊^{カク}五ニハ大戸^{カク}之道^{カク}大戸^{カク}間邊^{カク}尊六

8-7

ニハ面足^{カク}尊^{カク}惶^{カク}〳根尊^{カク}已上三代ハ陰陽有ト云ヘ凡更ニ混合ノ義無キ也七ニハ伊弉諾^{カク}尊^{カク}伊弉^{カク}冊^{カク}再

9

尊此時混合ノ義并ニヨウカンヒレイ也此神ニ付テ深秘ノ口傳雖多^{カク}之^{カク}且ク畧之^{カク} 七代ノ中ニ

10

初ノ三代ハ佛法ヲ以テ推スル^{カク}回^{カク}第七識^{カク}ニア^{カク}タリ次ノ三代ハ第八識ニ當リ第七代ハ第七識ニ當ル也

12-11

妙樂ノ尺云三識^{カク}回^{カク}在^{カク}理心^{カク}一教^{カク}行^{カク}言^{カク}説^{カク}且立^{カク}遠^{カク}近^{カク}文^{カク}三身配尺文云境名法身 智^{カク}〳回^{カク}報^{カク}身^{カク}境智相應

能^{カク}起^{カク}化^{カク}用^{カク} 故名^{カク}應^{カク}身^{カク}ト云

(6) 4才

2-1

「^{カク}天地之中^{カク}〳華牙^{カク}又此ニ二ノ意有^{カク}天地人此^{カク}回^{カク}尊^{カク}凡云^{カク}回^{カク}母^{カク}平^{カク}邊^{カク}公^{カク}トモ云^{カク}此俗書ノ詞也此三八躰

10 98 7 65 43 2 112 110 9 8 76 5 4 3

ニテトリノコノ所ニ在リ此ノトリノコヲ云ニ且ク三ニテ「云意ナレ只トリノコノ一重也ト云々ニ云天地開ケテ後天地人三ヲ圖」立スル通り也此段易知一宛然本有ノ諸法ヲ先ツ三ツ擧ル也此段委細師「傳ニアリ

「一書曰者此ニ二義有リ一義云人皇十六代應神天皇ノ御作ニ神ノ一書神「書アリ彼レヲ指スト云々此時ハアルフミニ云クトヨメリ一義ニハ正説ノ事ハ不「及異義ニ一書ト者一神進出テ、云ク親ニテ候シ者ノハ加様ニコソ申サレ候シ「カト云イ又一神進出テ、祖父ニテ候シ者ハ加様ニコソ申サレ候シ等「書ト「云也此時ハ一ヒトツカイテ云トヨメリ最初一書ノ説ニ三神有リ初「二神異「□各

一充也第三ノトヨクンヌノ尊ハ本名ノ外ニ異名有ル也

「□常立ノ尊ノ事國トハ三世・常トハ常恒・立トハ因也尊トハ淨妙法身「□則三世常恒淨妙法身ト爲言此國ハ三世本有ナレ只且「□□爲ニ世界建立ノ由ヲ云口傳セシカ如シ

「□國稚地稚文天地開白ノ始也稚ハハ譬ハハクヌヲ水ニ立テ、置ク時キ清メルハ「上ニ濁リタルハ下ヲナルヲ稚スルト云也此則天地開白ノ義也

「□高天原文重クノ圖祕有リ且ク畧之先ツ云虛無ノ神ノ爲ニ高天ノ原ト「云ハ、非ク想天也國常立アメリヤカヌシノ尊ノ高天ノ原ハ第四禪ノ「色究竟天也天照太神ノ高天原ハ理趣經云在於欲界他

化自「在天王宮中文此文ハ彼ノ經ニ付ノ口傳アリ一説ニ云此國ヲ云也高「天原ニ神留ルト云故ニ或ハ神國トモ云事必定ナル故也又口傳ノ一義アリ

「□淨雪ノ所根ニ一譬ハフル雪ノ出所ヲ不知一ウカレタ、ヨエルノ如シト云意也

御調八幡宮藏日本書紀第一問書解説並びに影印・翻刻 三四一

76

「國中文此國ニシテ田云悉也一義ニ云柱^ス文此國ニ四所有リ一者鹿嶋ノ「動石^{ユルイシ}二者伊勢ニ有リ此ハ人不見一三者金剛山大和國此又人不見「四者狗留孫佛日向國也二本ノ石ノソトハ也此四ハ國ナカノ

9

ハシラノ異説也「付之クルソ佛ト云事先不審也此ハ健盤^{ケンパン}龍王クルソ佛ヲ請^{マカ}立ツト見タリ

11-10

「狗留孫佛ハ此土ノ万々十余里ノ下ニ竜宮城有リケンハン龜宮并ニ沙^シ「國羅龜宮ト名ク彼龜宮ハ此地ノ下相去ル事十二^カ也十二^カ者國^{クニ}「書云十千ハ万十^{マン}万十^{マン}ハ億十^{イッ}億ハ兆十^{チョウ}兆ハ^ハ十兆也而ルニ^ニ「^ニ龜宮ノ^ノ圃

12

八丁相^{ハチテイサウ}「去^キ閻浮檀那紫金ト云金厚サ四十由旬ニ敷テ□^{カケ}此上^{コノ}目^メ此ノソト^トハヲ立ツト云ク「彼ノ龜宮ハ世親^{セケン}并ノ淨土也彼土ノ名ヲハ慈恩唯識土ト云此^{コノ}ニテケンハン龜^{クニ}「王クルソ佛ヲ奉テ請^{マカ}シ石ノソトハヲ立玉フ此時ニケンハン龜王ノ爲ニ世親^{セケン}「并ヲ對向衆トシ^シ祕^ヒハ大般若ヲ書寫シ玉フ也此ニ各名アリ「ク^クロソ^ロン

(8) 27 21

3

現ノ沙竭^{セカク}「竜王ノ爲ニ一本ノ石ノソトハヲ立テヒハ大般若ヲ書寫シ玉フ也此ニ各名アリ「ク^クロソ^ロン佛ノソトハヲハ瓦滿天照ト云ヒ五百ノ大觀音ノソトハヲハ^ハ衣^イ嫉^シ揭^ケ主^{シュ}「諦ト云也付之一^{ヒト}朝^{アサ}光^{ミツ}尊^{ミコト}

4

天^{テン}光^{クワウ}尊^{ミコト}八万四千ノ眷屬ヲ供奉シテ下リ三拜シ「給フ彼ソトハノ規模也其時神武天皇御幸成テ先ク

6-5

ロソ^ロン佛ノソトハヲ「三拜^{サンハイ}ノ其時ノ哥^カニ云シハシコソ端山シケル^{シケル}凡^{ソト}神路^{カミチ}ノ里^{サト}ニ路^{ミチ}ハ

7

□^{カケ}ハ山トハクロソ^ロン佛ノソトハノ立タル所也シケ山トハ春日山也神^{カミ}□^{カケ}也加^カ様^{サマ}ニシテ

8

五穀^{イハヒ}ヲマキ始^{ハジメ}ル哥^カニ云^ク貨^カ瀬^セ吹^{フキ}氣^キ傳^{ツタ}フ三^ミ□^{カケ}

10-9

□^{カケ}ハ山トハクロソ^ロン佛ノソトハノ立タル所也シケ山トハ春日山也神^{カミ}□^{カケ}也加^カ様^{サマ}ニシテ

11

□^{カケ}ハ山トハクロソ^ロン佛ノソトハノ立タル所也シケ山トハ春日山也神^{カミ}□^{カケ}也加^カ様^{サマ}ニシテ

12

五穀^{イハヒ}ヲマキ始^{ハジメ}ル哥^カニ云^ク貨^カ瀬^セ吹^{フキ}氣^キ傳^{ツタ}フ三^ミ□^{カケ}

(一) 丁分欠落あり——元の装幀第九丁に該当)

(10) 13才

「^ニ□^{カケ}与^ニ二名ノ洲文伊与ト土佐ト也四國ハ本二個國ナリシ故也

御調八幡宮蔵日本書紀第一聞書解説並びに影印・翻刻

32

「國案ノ嶋文四國ヲ指ス也肥後肥前一國筑後筑前一國」豐前一國大隅薩日向一國此三ヲ合
ソ神代ニハ日向國ト云也

54

「世人文二字合ノヒトトヨメリ其故ハ人王九十代後宇多天皇ノ御諱名也彼レニ恐ルニヨテ彼レ
ヲ去シカ爲也故ニヨヒトトハヨマサル也

76

「大洲文出羽奥州也
「吉備子洲文中國也謂備後備中備前也已上八國
「大八洲文

8

上ニ所舉一八國也一書ノ異「說ニ云大八洲トハアハナ蘇ノ峯大綱國御嶽大和國雲取紀伊國ニア
リ石鏡伊与大山伯岐國富士殿河國白山賀加國已上一說

110

「一書ノ說ニ云
「天神謂イサナキイサナミ尊曰文天神ト者依テ所ニ「不定也一說ニハ管段ハ國常
立ノ尊ト云義アリ師云天御中主ノ尊ト云

(10)
137
142

「千五百文キミノニノ尊絶之妻之誓尊ノ一日ニ千人コロサント玉ヘハ
キノ尊ハ千五百人生ントノ誓ニヨテ千五百ト此國ヲ云也

32

「瑞穂之地文水トハ豐饒ノ義ト尺ス穂トハ此又ホニ出ルト國云國ホノメク「秋凡云祝言ノ詞也
「化作八尋之殿八ツムネ作り也今和朝ニハ長谷ノ觀音堂此ノ作也
「又化豎天柱文昏

4

合ノ心ヲ一ツニスル意也

5

「葺船文早クハシル舟ヲ云也凡フネトハ公ニ舟ト書ケリ依知ニ可意得合一也ト云
「不以充兒數一文致ノ御事也片輪ニノカイノシカラサル故也車ハ一輪ニテハ巷ニ不立一也
此片輪ノ本説也

76

「教曰文一説ニ云國常立ノ御詞ハト文師云天中主ト云ク上ノ天神ノ准ニ可「意得合一也」太

占文物ヲウラナウヲ云也神代ヨリ龜卦ケウ「シ等ノアル事別ノ神書ニアリ」天霧之中文天上

ノ雲霧深キ「所ニキミノ二尊立玉フト云事也凡天霧ト云ニ多義アリ無明花ヲ」ハ天災ヲモ

凶坎「天原文タカマノハラトヨメリ義可准例」

「鶺鴒文此ニ五ノ回ミアリ一ニハトツキヲシヘトリニハツ」正源ナハセ「ツ」マナ

「シ等トリ四ニハトツキトリ五ニハクナフリ哥道ニ付テ可尋」哥ニ云世ノ中ニイナヲウセト

リノナカリセハイカ、ハシラムミトノマクハイ文

「一當段第九番一書一説ニ淡路洲ヲ以テエト爲シ〇次ニ淡洲文アハノシマ「者坂東ノ阿防房」欵別ト

ミハタルカ故ニ

「一當段第十淡路洲者漢家ノ本ニハアハチ洲ト云江家ノ本ニハアハノ洲ト「云フ相違追可尋」

「陽神之手文天人所成ノ姪犯ノ如ナルヘキ欵

「木祖句句匹馳文神也付之伊勢ニク、イチヲ平遷ノ里トテアリ追可尋」

「野捷文茅カヤ也」六合文天地東西南北也俗書ニ云ク充塞六「合ニ照ニ回」徳八慈ニ文

八慈ハ不知云ク「靈異文容顔ヒレイト云事也」

「光華明文カタチヨミノ言ニ云月ニモソネマレ花ニモネタマルト容顔美麗ナルニ付テ可意得合」

「以天柱文此ミハシラトハ輿ノ様ナル物ト云ク「師云天トハウツ」平遷タカク思フ義也柱トハ心

也意云キミノ二尊ト彼ノ御子ヲ天ノ如ク「ウツタカク心ニ思食召」ト爲言「天地相去不遠」文天

御調八幡宮藏日本書紀第一聞書解説並びに影印・翻刻

3 地四父母ナル函ニ「我ニ遠ク不隔一可置ト云々」
〆ソサノヲノ尊又閻尸王ノ事也異説可尋一

54 「白銅鏡又師説云徑八寸ノ白ミノ鏡也此ヲ神牀ニ用ト云々一説ニ云四角ノ「鏡ト云義アリ難信用一

6 「天ノイハクス船又ラソク走ル舟也船トハ「公ヲ舟ト書ケリ君トハ自心智慧ヲ進ル也可思之

87 只舟ヲ書テハ鶴舟トモ云諸「手舟ト云小舟ノ早キ葦舟ノ事也 〆鳥ノ願ハカホ、フラス「目ニ

9 テソハヘミルラ云欵 〆鳥イハクス船又鳥トハ前ヘ行方計リヲ「トル也クス船ハ如上 〆軻クツ

10 チ又火神ノ事也 〆土神恒山姫文「土ノカミヲ姫ト云事土ハ万物能生タル故ニ姫ト云ハ女也女又能

1211 生タル教理「彼レニ可意得合一 〆水神罔象 女又水神ヲ女ト云事水ノ器物「從フカ如ク女又

夫ト從フ道理アル故ニ此又可意得合一

「一金神ヲカナ山彦 〆云事彦トハ男ト云事也金ヲ以テ男ト云事 〆道理有ル故也 〆天ノ言葛

3 文葛ハクスト云字也此國ヲ藤根 〆國ト云本説ニ今ノ天吉葛ヲ合ス此葛ヲモ藤トヨム欵

54 「爲肚吐テ反トスル時ト云事也 〆朝霧文師云霧トハ此國ノ衆「生万物ヲ其任徳トシラセサ

6 ル迷情所執ノミ有リテ本覺ノ満月ヲカク「スヲ霧ト云也 〆吹撥之氣又風ノ神也無明能斷ノ智ニ

類ス能ク可思案一

87 「級長戸邊ノ命文立田ノ宮也 〆倉稻魂又宇賀ノ神也廣瀬ノ明神「是也此神人ニ福貴ヲ与ヘ

9 玉フ事キスヲ蒙テ其苦ミヲ知ル道理ナル故ニ「飢生レ玉イシ故也 〆又生海ノ神文海トハ

10 古語拾遺ニハ綿積文「海波ワタヲツミカサネタルニ似タルカ故ニ云余一付之秦氏ノ本流此也ト古ク

11 「考ラルワツミトハタ。トハ同也此氏ハワタツミノ命ノ流欵可尋一

(12) 17才 2:1

8 字君ノ御前ニテヨ「マスト云々」
「建^ニ繼^ヒ妻^{コト}之^ニ誓^ヒ文^ニ夫婦ノ中ヲ違ヒキルヲ云也」
「泉津日狹女^ニ上^ルノ泉津凶目女也」
「投^テ其^ノ殺^ス愁^ヒ文^ニ葬^ス」
「送^ルノ時杖帶衣ハキ物

10-9 ナントラソヘテ送ル此ノイハレ也
「煩^ク神^ノ文^ニ三途川ノ祖母也」
「所塞^ル汲^ル石^ニ文^ニ此ヲナヒ^テ石^ト云也千^ノ人^ニ手^ヲ引^クタル石也一説ニ

1211 云ヨミトニフサカル生死ノ堺也ト云々
「祓除焉^ニ文^ニ六月ノナコシハライヲ御衣木ハライト云也イサナキノ尊^ニ日向^ノウツノ瓦原^ニテ本説

(13) 21^ツ 2-1 也御脱^ル服^ヲ拔^キ御^ノ袂^ヲ拔^キ也
「一行水ノ時ノ哥ニ云々」
「カキムスフ遠山里ノミモスソヤ 八百万代ノ罪ハ」
「ノコラシ文

4-3 「一川原ハライノ哥ニ云々」
「年ヲヘテ吾身ヲサフル惹^ル禊^ハ皆^テ去^リハテツ千代ノ富セン

5 「中津瀬^ニ神明中道ヲ本トスル事此ニ顯^クヲ注セリ」
「八十^ノ狂^ル津^ノ日^ノ神^ノ文^ニ伊勢ノ内宮也水ニ入テソハサマニナルヲ狂^ル云也」
「次^ニ其^ノ狂^ル文^ニ水ニ入ニソハ三^ノナルヲナラスト云也神直^ル日^ノ神^也即伊勢ノ神^ノ宮也」

6 「次^ニ大直^ル日^ノ文^ニ此又伊勢ノ神^ノ外宮也已上ノ三神伊勢ノ内外兩宮也」
「底津^ノ少童命^ノ中津^ノ少童命^ノ上津^ノ少童命^ノ已上ノ三神ハ是筑前ノ鹿^ノ嶋^ノ明神也」
「阿曇^ノ連^シ等^ノ文

11-10 人^ノ氏也
「底筒^ノ男^ノ命^ノ中筒^ノ男^ノ命^ノ表筒^ノ男^ノ命^ノ文^ニ此三神ハ筑前ノ國^ニ所^ニ大明神也攝津國住吉四所ト云時ハ

14) 19^ツ 3-2 天照大神ヲ加ル也
「ナキノ母御ソキハライノ時九神ヲ生^マス伊勢ノ兩宮ト住吉ト鹿^ノ三^ノ所

4 口各三神有ル也 或哥ニ云 西ノ海アフキカ原ノ浪間ヨリ顯レ 出ル住吉ノ神 天照太神

○原也文他化自在天ヲ付屬有ル也

6.5 「月讀〇八百重文一説ニシホノ八百重トハ毘宮也ト云ク 所説ニ云シホノ 満千 月ノ増減トハ神

道ノ書并ニ俱舍論ニ見タリ付之 月ノ十六分ノ 明ノ増加本有修生ノ義追可尋 月讀尊塩八百重ヲ

7 司^ソ玉^ツフ故ニ月ノ 増減ハ塩^シ滿千ト云ク 〆ソサノヲノ尊〇天下文天下ヲユツリ 玉イシカ

トモ依惡行ニ黄泉國ヘナカサレ玉フ也 八握賢文ソサノ 〆オノ尊年長シ色ヲトロヘヒケカミ

10 八束ニ生ルト云意也

「根國文 閻^ミ廣王宮也俱舍云此下邊二万由旬文

「高麗^コ文^コタカキ尾ヲ神トスル也依之尾サキナントニ俗ノ家ヲツクラスト云也 上ニ云所ノクラ尾

カミト同也

2 「天八十川文 四天王也三辰ノ所居ナルカ故ニ或説ニ云初禪ト云ク 此義追可尋

ニ奈良ノ五所明神是也

「麓^ノ山^ノ足^ノ曰^レ麓^ト 此云鞞耶^ノト文古來此文字ヨミワツラウ也ハヤマトハ 山ノフモトラ云ト

可意得一此云鞞耶^ノト文麓^ノ字ヲ大和賀那ニ鞞耶^ノト 〆カクト可心得 殞^ノ斂^ノ文葬送シ

ル所ニ到ルト云意也

9.8 「用桃^ノ避^ノ文 本古ハ介也今祓ノ時キ塩水ヲ鉢ニ入テ桃木ヲ以テ掃除鬼ト 二反唱ル此レソノ事ノ

(14) 197 1:12 11

御調八幡宮蔵日本書紀第一聞書解説並びに影印・翻刻

10

由也 〔^イ神文サキ立テ路ヲシラスルヲ 云也又クナトノ祖ナトモ云ヘリ 〔^イ陰上 文女

根ノ事也

11

〔^イ滋^イ御内裁ヲナミ玉イソト云意也注ニ云ウカラトハ汝心也

12

〔^イ守道者^イ獄率ト云義アリイサナミノ尊ノ下部神也

(15) 20才

3

〔^イ白云有言^イナニ^イ云タリ^イ不聞^イ古來未傳受ノ神道士^イ家ノ口傳ニ云ミノ尊ハ女神ナル故國土生玉フ事ヲ見テ守道者トハ^イマテヲハ不^イ只現形ノ道理ヲ以テ女コソ子ヲハウミ玉ヘ男ハ如何ト云此^イ時冊^イ再尊實事ニ余也汝ナ吾ニ隨身ノ不可去ル汝ト國ヲ生ヘシトノ玉フト可

5・4

意得也男女昏合ノ義ニヨツテ國土ヲ生トマテハ不云一現形ノ方ニテ如此一云也 〔^イ菊理姫神

6

文此又イサナキノ尊ノ下部神也又俱^イ生神ト云也 〔^イ亦有白事^イ此又古來ナニトモ云ヒタル

7

事^イ不聞^イ未練^イ神道士此段ヲナニ^イ不意得^イ師^イ云申言有トハ本ヨリ^イ法性ノ根源ニ諸徳ヲ圓備

9・8

セリ其如クニイサナキノ尊諸法ノ能生^イニテ御坐ス故ニイカテカ男ト云尼子ヲ生ミ玉ハサランカト

10

申ス是レヲ^イ諾^イ尊キコシメシホメ玉フト云也或傳ニ云白事有トハ陰陽不二ナル故ニ^イナニトテカ

12・11

ト云^イ栗門及速吸名門^イ日向ノ國商子^イ德ノ^イ漆^イ二ノ名也ト云^イ橋之小門^イ文此

(15) 20才

32

又^イ穗原ニ有ル也速吸^イ名此トハ當段ハ別ト見タリ彼國ノ人ニ可尋^イ鱧^イ廣^イ鱧^イ狹^イ因^イ海中

4

ニヒレノ有ホトノ大小ノ魚類也 〔^イ毛鹿^イ毛柔^イ猪鹿野^イ干等ノ類

6・5

ニ山海ノ珍物ヲ備フル也 〔^イ作色^イ今モ人腹立テ、カホノ氣色

〔^イ變^イ文人ヲモテナスヲ變スルト云神言ニ云意也

- 7 カハル彼ヲ云也 保食神ノ文此則「宇賀ノ神也上ニ倉稻魂ト云同之ニ稻妻ト云事アリ彼ノ類也」
- 9-8 「陰生麥及大小豆ノ文雜說ニ云麥ハヘ、ノ中ヨリ出タル故ニ彼ノナリニ「似ト云ヒ小豆ノアカキハヒナサキニ似タリト云ヒヘ、ヲ豆ト云事ハ彼レヨリ」出タル故ニト云々本ハ此マテトハ不見ト云々
- 11 「顯見蒼生ノ文蒼生トハ「青人クサトヨメリ一切衆生也師遠云顯見トハアラハレミヘタリト」
- 11-2 「意ノ云法性ノ根源ニハ諸法ノ性ニテ有リ今一切衆生トハ顯見ヘタリト」
- 2 「定天邑君ノ文田畠耕作ヲ主メテ定テ
- 3 田ノ名 隅國ノ正八幡宮ノ前ヘニ有ト云々 或書云常陸國ト云ヘリ
- 4 「八握ハハチノ莫莫ニシテ然トシテ也 田吉ノシテ穗ノ長サ八束有ト云事也
- 5 「勅許ハハチノスノモテラニテ 尊ノ御言也
- 7-6 「靈運ノ文又ハ神アカ正遷リマシナントストモヨム也ノイテハ死スルト云事ニ用ユレ」凡今ハ不
- 8 余一ノ只ヒソカニ陰レマシマスト云事也 日ノ之少宮ノ文「天ニテソサノヲノ尊天照太神ノ御執考
- 9 用玉イシ時ノ御在所也問上「ニテハ日少宮ヲ以テ天照太神ノ御在所トス今何ソサノヲノト云シ乎
- 11-10 「答執考用玉イシ故ニ彼ノ日少宮ノ一所ニ栖玉イシ故ニソサノヲノ御在所凡「云也其後依テ惡行ニ
- 2 中ヲ違ヒ根ノ國ヘ流カサレ給也ト云々
- 1-2 「濱ノ勅ノ廣ク山海ヲ指ス也ト、ロキタ、ヨイナリホユルト文振動「雷ノ竈ノスル事也
- 「八坂瓊ノ文八角ノ玉也玉トハ自心ヲ指ス也自心ヲ納メテ領納スルヲ玉ト云也

43 「五百筒御統文天人ノ身ヲカサル瓔珞也五百筒トハ玉ノ數ヲ先「擧也
サシタルエヒラノ事也
千筒ノ之韋文箭千

6-5 「五百箭之之韋文此又箭五百サシタルエヒラノ事也
校威文「イキヲイタケキ心ヲ云也高
鞆ト者籠手也
踏堅庭文カタキ「ニハニイキヲイフム立ナ玉フ也
鈎柄文今程弓ニサクリ

7 トテツルニ「アルヲ云也
陷股文モ、サキマテ地ニフミコミタルトイキラ「イラ云
ンカ爲也
麩散文雪ナントヲサツトケハラウカ如也ト爲言

11-10 「雄詔文「コノタケキイキライラ云也
噴談文男ノイキライ「名乗ル事也
天眞
名井文只清并ヲ堀テ彼ニフリス「ウケイスル也
斷齧然唱嚼文ハラトトラ高クカ上薄リメ

12 カシ「云也
百吹棄氣噴文イキラホツツク事

32 「市杵嶋文アキノ巖嶋ノ明神也御託宣ニ云吾ニ五人ノ兄「皆女人也但シ男子ヲハ除ク也第一
ハ文殊ニ共奉ノ去リ所ヲ不知一第二「森羅大明神 第三ハ八幡ノ御母神皇后神第四ハ吾レ也第五ハ清

4 瀧權現也ト云「森羅大明神ハ左ニハ經ヲ持シ右ニハ錫杖ヲ持シ玉フト云
注ニ土師連等文
「ハシ全氏ト云人ノ氏也
注ニ凡川内直山代文此人ノ氏欵不分「明ナラ可尋ス

7-6 肩多君等文豊前ノ國ムナカタト云所アリ
「十握劍文如先一五古ツカ也
九握文五古ツカノ一方ノ中「古ヲ取ル欵
八握文一

9-8 方ハ五古一方ハ三古欵
「一八九十ト云フモ枕ラ言ノ意也神代ニハ一物ニ言ハヲカサネテ云事アリ古ヘハカスノト「云ヘキ

(17) 18才

12

(17) 18ウ

1

2

4-3

5

7-6

8

9

10

1211

1

(18) 16オ

事ヲ其徳ヲ云延ヘテ後ニ蘇ヲ出ス也例セハ久堅ノ天ノ鑲金ノ土ト云カ「如シト云ハントテノ枕言也

「一八色雲ト云強ニ八ノ品ナニ非ス只其ノ物カラヲホメテ百重千重トモ云也

「降居道中文日神所生ノ三神道祖神トナツテ人皇ヲ守リ玉ヘト云也

「一此道祖神ニ付テ本地垂跡ヲ可考フ黃帝ニ四十余人子アリ末子旅行「遊ヲ好テアエテ宮中ニト、

マラス遂ニ旅行ノ道ニテ死シ玉ヘリ其ノ死ナント「シ玉フ時キ誓テノ玉ハク吾神トナリテ旅行ノ人

ヲ可尋トノ玉フ其名ヲ「遊子ト云今ハ道祖神ト云フ人ノ旅ノ時キ「餞道云事有リ此モ此事ヨリ「起

レリ餞所ヲハ祖席ト云也又此道祖神ヲ世俗ニハ道祖神云又タムケノ神トモヨム也「祖席又道

祖神御出立ニモテナシ申タル座席也此ニ餞「所ト云也「天孫文此段ニテハ人皇ノ事也

「瑞八坂又瑞トハ「白キ玉也八坂ハ八角ノ玉也「曲玉文曲ノ字ヲハ「色トヨメリ此玉「

「徳ヲ圓備シタル色ヲ持シタリト爲言「遠瀛中海「伊与ノ國三嶋ノ明神也「天安川

文如上

「新賊文惡キ心ヲ云也「宇佐嶋文豊前ノ國宇佐ノ郡

「海北道中文道祖神也道主ノムチ凡云也「水沼ノ君等文筑紫「筑後ノ國坎水間ノ庄ト云所

アリ可尋「畔破文田ノアセヲ「ヤフル事也「天斑駒文伊勢ニハ鹿ヲ忌テ名ヲモイハ

サル也

「嘗新嘗則日神御膳食召ス時ヲ云也「神衣文一切衆「生五蘊聚集ノ身迷ノ雲ハレヨトヲリ

御調八幡宮藏日本書紀第一聞書解説並びに影印・翻刻

8

玉フ也 齊憲服殿文 先教文ニテハ常ノ幡ヲル所也上ノ義可意得合ス伊勢ニハイムト云字

10-9

ヲ付テ 大途物ノ名ヲ呼フ也 殿 豐文 日神ノ御坐ノ宮也凡宮 云事本説有リ謂ク神

11

武天皇ノ御坐所ヲ紀伊國ミキノ郷アラキノ郷 此二村ノ者作り申リ其時キ險儀ノ云此ノ作レル物ノ

12

名 阿何ニト申スヘシト云ク 而ルニ人有テ二村ノ名ヲ取テミアラカト云ヘシト申セシヨリ以來ト

神殿ヲミ アラカト云ヘリ今ハ是ヲ畧ソミヤト云也

(18) 16-7 1

3-2

一ヤシロト云事日神岩戸ヲ開キ玉イシ時キ闇ニテ見ヘサリ 時キ神クノ御齋 凡少見ヘ玉イケレハ

ヤシロシトノ玉イケリ依之一ヤシロトハ云也

5-4

一崇神天皇ノ御宇 天津 所 國 社ヲ立テ玉ヘリ其ヨリ以來神ノ宮 社ヲ作り始メ玉ヘリ 天石窟

6

文此段ノ如シハ天上ト見タリ一義ニ云 大和國ニアリ一ニハ信濃ノ戸陰ト文 一ニハ伊勢ニ天ノ石

7

戸マイリトテアリ 追可尋ス 師云依身ヲ指ス也日神トハ心法也 此ヲ南天ノ鐵塔 凡云也無明ノ

9-8

雲法性ノ滿月ヲカクスヲ石戸ニ籠リ玉フト云也斷門ニ趣ク時キ彼ノ妄 雲ヲ拂ヒ法性ノ眞理ニ本

付ヲ石戸開キ玉フト云也

11-10

一伊勢護 摩ノ大事別ニ在之一 或人連哥ニ 雲ハナシ月面白ヨモ スカラトセリ下句ニ 岩戸

12

ヲ開ク舞ノフミアシト付ケリ面白キ 岩 ニ籠クカラカシカ出テ玉イテ神ノ面テ白ク見ヘ

玉イ 白云也依之一 岩戸ニ面白ヲ付也 以 袂傷身 柄ヲ被ト云也

思兼神 文八百万代ノ神ノ中ニ巧 深

4-3

常世 依所一 意得カユヘシ根ノ國ヲ常世ノ國ト云事有リニハ トリ 國ノヨルヒルノ塚ヲ

(19) 14-1 2-1

- 5 告ルト云事アリ或ハ毘宮ト云事アリ又伊勢ヲ云事アリ常住ナル國ト云意也
 \長鳴鳥文ニハ
 トリ也伊勢ニハニハトリヲ「ミヤトリト云宮ニアレハナリト此ノ如ク義ニテ名ヲ物ニ付テ呼フ也凡
 四境ノ「ニハトリト云事アリ白キニハトリニ木綿ヲ付テ政ヲシテ四方ニ放ツ也木」錦懸ヲ付ツ
 故ニ木錦懸付鳥ト云也常ニ夕告鳥ト書ハ誤リ也
- 6-7 「一鈴鹿山トハツツノ鈴鹿ニ付テ御幸ニ放也ト云々天竺ニハ驛路ノ「鈴ト云此欵伊勢ニモ御幸ノ
 前ニ鹿ニ鈴ヲ付テ放ツ也云々
- 12-11 「一天竺ニハ驛路ノ鈴ヲ振テ死スル人ヲ又見唐土ニハ反魂香ヲ燒ケハ昔ノ「人ヲ眼ノ前ニ見ル也和朝ニ
 ハ大嘗會ノ時キ神祇勸ノ前ヘノ塚ニ於テ「齒云香ヲ燒テ天神七代地神五代等ノ昔ノ人ヲ見ルト云々
- (19)
 14-1 「一石ハイノ壇ト云神祇勸ノ前ニアリト云々人カクシテ不云一
 \天香山文「一説ニ云大和國ニ有ト云々
- 2 「手力雄神文八百万神ノ内ニ力強ク御坐ス神也
 \天香山文「一説ニ云大和國ニ有ト云々
- 4-3 \眞坂樹文神也
- 6-5 「青和幣(幣)文麻ノ皮ヲハキテヘイニ用ル也麻ヲ一時曰マキラウシテ「皮ヲハキ用ル也此麻生タ
 ル故ニ依テ下総ト云也
 \白和幣(幣)文棍ノ「木ノ皮ノ中ノ肉ヲ白キ所ヲ用ル也青白ノ弊(幣)此等ヲ用
 ル事ハ神代ニハ「紙無ニ依テ也
 \天鈿女文八百万ノ神ノ内ニミメヨキ御神也
- 8 「巧(巧)作能優(優)文師說ニ云巧ノ字ヲハヨマスト云々ワサヲキスト云ハ「目「宮仕セント云事也
 \蘿(蘿)文コケノ生タル葛ヲ此ヲ「手「カフリニ蘿(蘿)糸、云此説也
 \火處(火)〇槽置(槽)文庭火タ
- 10-9
- 11

ク

12

(20)
23
2:1

「顯神明之湧談文日神湧申ス岩戸ヲ御開玉ヘト申*

「圍以端出之繩文今シメナハト云也七五三ニナフト

畧義也 千座置戸文

「贖文アカナフト云意也今モ伊勢ニ死シタル物ニハ鬼神ニ

銅カネトモ云イアカナフ凡云也

6:5

「爪文當段ハ犯ナルニ抜クト見タリ 一爪切ル事無名指ヨリ中指頭指大指ノ四指ヲハ返シテ

切ル後ナニ小指ヲハカヘサスシテ切ル也左右如此ノ天神ノ御哥ニ爪切ルニカヘハ刀ヤシタリケン

思ヒシ事ノ叶ハサリシハトヨメリ或ハ返ヘ刀ヤセサリケント云ク何レモ由有リ返スヘキ刀ヲ返サ

ス返スマシキヲ返シタル故ニトノ哥ヲ可意得合也

「天高市文一説ニ云大和國タカチノ郡ト云ク一説ニハ天ノ安川原ナリ

「日予文神鏡也ホコト云ヘハ諸人誤テ常ノホコト意得ル事誤也

「眞名鹿之皮文鹿皮坎神鏡ヲ鑄奉ル時キ用之一也

「天ノ羽ノ輻ノ注ニ云フキ也金ヲワカスフキト云物也

「絡繩文田ニ繩ヲ以テイネヲ押臥セテソシサシメンカ爲ニハル也

「御席文日神御坐ノ床ノ下也 八十五籤文ヘイ串ヲ多ク取リタルヲ云也八十トハ數ノ滿

ニ約ノ先云也 五百筒野藤文 ス、竹トテス、キニ似リト云ク 神祝カミマツルクヌノツトノ事

也付之 口傳等別ニ在之一 伊勢崇祿イセキヨク之大神文鏡御前トテ「祕所也礮キハニマシマス也

7:6

5

4:3

2

(20)
23

12

11

10

9

8

7

8 貴其祓^{ハツルツツラヘツキ}具^{ツキ}文^カカミ爪^{ツメ}ヲ切^キテ根^ネノ國^{クニ}ヘ責^{ツク}メヤルヲ云也
手端^{テノヘ}ノ吉^{ヨシ}キライモノ文

9 手ノ爪^{ツメ}ヲ「贖^シ之^ヲ」云也
足端^{ソノヘ}凶^{ヨウ}キライモノト文此又足ノ爪^{ツメ}ヲ切^キテ贖^シ云々
「セシトテ天札トテフタヲ今モ

11-10 瘵^シ渠^キ穂^ホ田^タヲ損^シセン爲^ニヒテ放^ツツヲ云也
立ツル也此本據也云々
「撫^ス籤^シ」
「追可尋^{ツキ}」
「日鷲所木^{ヒツルソノキ}」

(21) 9才 112 太^タ神^{カミ}神^{カミ}文古來名人フトノト「讀^クメリ下ノ字注」
「追可尋^{ツキ}」

2 廣^{ヒロ}厚^{コウ}稱^{ナヅケ}神^{カミ}神^{カミ}文ネンコロニセイノヲ致^{ツク}シクトギ事申^{コトウケ}
「結束^{ツグム}青草^{コウソウ}」文クサツカイヤユヒテトヨメリ
「驅^ク驅^ク」文ソサノヲノ尊^{ミコト}ノ腹立玉^{ハラタテタマ}ヲ事^{コト}ヲ云也云々

3 王^{オウ}響^{キョウ}瓊^{ジュウ}瑜^ユ文御首^{ミコノカビ}頸^ネ肩^カカケ玉^{タマ}ヲ王^{オウ}王^{オウ}ノ玉^{タマ}ノ音^ネトユ
「ナリサ、メクラ云也」

4 天^{テン}浮^ウ名^ナ井^イ文上ニ所ノ云フ天ノ眞名井ト同也
「上^{ウヘ}師^シ連^{レン}」等此又如シ上云カハシ氏也此ラニ二分テ管家江家ト云也北野ノ天神ハ「土^{ツチ}師^シ氏^シ」其ノ

6-5 一^{ヒト}管^{クワン}家^カノナカレ也天照太神ソサノヲノ尊^{ミコト}トシ玉イシ時キノ第^{ダイ}「二ノ王子^{オウジ}天ノ穂日^{ホヒ}尊^{ミコト}」再^{マタ}説^{セツ}也延喜

7 御門ノ御時此國ニフリ下リ玉フ也此ノ天^{アメ}神^{カミ}ニ因^{ユヅル}テ「右流^{ミドリナガレ}左止^{サダメ}ト云本據有リ延喜ノ御門百官^{ミカドヒャククワン}因^{ユヅル}大臣^{オウシ}等

9-8 ノツシリ悦^{ユヅル}ヲ聞玉イテ只右流^{ミドリナガレ}「左止^{サダメ}トノミノ玉^{タマ}ヒシラ大臣サテハトテシヘイノヲトメ^ラハト、メ

10 管^{クワン}相^{サウ}將^{シャウ}ヲナカス「或説ニ云シヘイノヲトメ^ラハ死罪ニ行ルト云ヘリ此時ハ左死^{サダメ}ノシハ死^シルノ字也

(21) 9才 3 茨^{ヒツ}城^{シロ}國^{クニ}文坂東ノ事也

御調八幡宮威日本書紀第一問書解説並びに影印・翻刻

三五七

4

「造額田部連等文人ノ氏也ト云々可尋

5

「可平安平生安穩ナント云意也

6

「不見意文神道ニハ物ヲタツヌルヲマキト云也

8:7

「八岐大蛇文首ラハアル蛇也八首ハ此レ八迷ノ楚也尾ノ一劔八迷能斷ノ
ナラハ智モハアルヘケレトモ八迷ヲ押ヘテ八不トヤレハ八ノ柄柄即不
一ナル故ニ一種ノ劔ニ類

10

スル也以之思之ヲ楚弄ハ一ノ所具タル義ヲ顯首尾ニニ「存スル也

11

「八醞酒文一義ニ云八度作りカヘタル酒ケ也一説ニ云湖水ニテ作レル酒

(22) 11才 1

「假辰文棚ヲ神言云也

2

「八間文八間ノ棚ヲツケテ其上ニ酒ヲ置ク也

3

「赤敵醬文ホウツキトヨメリ只丸ク赤キ方ハカリヲ取レリ囚子ノ方ヲトラ

5:4

「草薙劔文敵タル人蒼ナキハラフ故ニ草薙ト云也此ノ名ハ日本國命ノ「時始レリ元ノ名ハ天

ノ村雲ノ劔トモ云也

6

「將娘田舎之處文ミトノマクハイノ異名也

8:7

「乃相共与蓮合文乃相与蓮合ノ五字引合セテミヒトノ「クハイトモヨム也「或ハ又乃相与ノ

三字ヲ相共ニト讀メリ

10:9

「大己其神文ソサヲノ尊ノ御子出雲大社也ソサヲ尊ヲ出雲ノ「社ト「云事大ニ誤ナリ

(22) 11才 1

「大己其神文ソサヲノ尊ノ御子出雲大社也ソサヲ尊ヲ出雲ノ「社ト「云事大ニ誤ナリ

「大己其神文ソサヲノ尊ノ御子出雲大社也ソサヲ尊ヲ出雲ノ「社ト「云事大ニ誤ナリ

2 トイヘリ此婿「ナンソミトヨマン乎加之古事本地ニハ大穴技ト書ケリ此ノ穴何ソミナトヨマン

3 「宮首ミヤノウデ其宮ヲ取り行フ物也

4 「奇御戸キミツ故コト起ヒミトノマクハヒノ異名也

5 「五世イハヒ狂キヤウ大己オホニギハヤヒ其神カミハソサノオノ尊ノ子ナルヲ此ノ一書ノ説ニハ五代ノ狂也云々

6 「大國主オホクニノミヲホアナムチノ尊也カノ神ハ此大國ノ主シタリシニ依也

7 「八瓊ヤスヒ瓊ユ天アメ酒舟サケフネ八ニ作レリ

8 「醜ウツクシ伊勢イセニハ酒達サケノチヲヤムト云也 八瓊ヤスヒミト云々カメ也

9 「瓊ユ瓊ユ天アメ人ヒトヲモテナスヲ瓊ユスルト云可知

「一外宮ソトノミヤ朝アサ棟トネ哥カ云クニ忍シノブ石井イシイ今日若水ケノハニ汲ソメテ瓊ユ「ミシライトハ伊勢外宮イセノソトノミヤ關セキ寺テラノ前マエ目メ

2 「外宮ソトノミヤ朝アサ棟トネ哥カ云クニ忍シノブ石井イシイ今日若水ケノハニ汲ソメテ瓊ユ「天アメノ神降臨カミノリノ時トキキ取トル寄ヨセ玉タマフ此コノ神カミノ御名ミナヲ天アメ二ニ上ノボリノ神カミト申マウ

4-3 「二度ニタビヒノホリ玉タマフ故也此水コノミヅハクハクノ坪ツツミニ入イタリ此コノ國クニノ水ミヅノ澄スル事コト「入イ加カヘ玉タマヘル

ニ依ヨテ也ナリ而シテ問ト異國イノクニノ水ミヅハ皆ナラ酒サケタリト云々

6-5 「伊勢イセ街ガイ事コトアリ酒カメノ名也諸國モロクニニ手テ向ムカ奉ホウ次酒ツギサケスル酒此コノ瓶ビンニ入イルト云々「常トコニ酒サケヲ缶フツト云

事コトハ入物イロモノニ從ツル也

7 「蛇ヘビ志シ正マサ八岐ヤタノ蛇ヘビヲ切キル劔ツルギキノ名也

9-8 「眞髮マコトカミ紀キ神書カミノミカエノ枕言マクシノコトバハ也イナタヒメト云ハントテ彼德カミヲ歎イタスル枕言マクシノコトバ「彼カミノ姫ヒメクロカミ長クミ

メ吉ヨシキ事コトヲ云也

10

「六世孫^ヲト^ク文^ニ此^ノ一書ノ説ニハ大己貴尊トハ六代ノ孫コ也ト云ク

11

「蛇^ヲ韓^ノ鋌^ト文^ニ此又蛇切ル鋌キノ異名也

(23) 12

「吉備神部^ノ許^ニ文^ニ兼ノ川上ノ山ノ名也ト云ク

2

「五十猛神^ノ如上云カ紀伊國懸宮也

4-3

「新羅國^ニシラキノクニトヨメリ國ニ云三^ニ韓^ノ貢^ヲ奏^スト云事有「一義ニハ神宮皇后ノ時ト云ク一

義ニハ日ノ神ノ御時キト云ク

6-5

「三韓トハ云ク白^ク濟^ク國^ニ鷹^ノ新^ノ羅^ノ國^ニ提^テ高麗國^ノ緣^ト鷹^ノ提^テ緣^ヲ年貢ニ備云ク高麗緣ト云事

自此一始云ク

7

「一常ニ雜羅ノ提ト云事アリ新羅ノ新ヲ誤テ雜ニ書クニ依テ

8

「曾^ノ尸^ノ茂^ノ梨^ノ之^ノ處^ニ人名也云ク以^テ墳^ト土^ヲ作^ル舟^ト常^ノ土^ヲ函^ニ舟^ニ作^ル也

9

「天^ノ蟻^ノ斫^ル文^ニツルキノ刃^ノ早^クシテ飛^ニ蠅^トナントラ切^ルカ故也

(24) 10

「有功之神^ノソサオノ尊ノ落^テ后^ト腹^トノ御子三人アリ其中ニ木^ノク^ン公^ノフル神ト云意也

今國懸宮也

2

「韓^ノ鄉^ノ文^ニ一説ニ云弘異國ヲ指ス一説ニ云新羅國也

3

「浮^ノ寶^ノ文^ニ注云浮寶ハ舟^ト也^也實^ニ夫^ノ天竺^ノ唐土^ノ等^ノ才^ノ物^ノ等^ノ舟^ト無^クム何

4

「檜^ノ宮^ノ文^ニ社^ト旦^トラハ檜^ノ木^ニテ可^ク作^ルト云ク而^レ間^ニ昔^ハ更^ニ人^ノ間^ノ家^ト檜^ノ木^ニテ^レ不^ク作^ル

5

「奥^ノ津^ノ乘^ル戸^ノ文^ニ戸^ト文^ニ弄^ル送^ルノ檜^ヲ云也

- 6 能成峰^{ノボリ} 伯喈^{ノボリ} 出雲トノ塚ニ有^ルト云^ク
 7 百姓^{ノボリ} 田畠種作等ヲスルハ國中ノ宝タル故百姓ヲヲホラシタカラト云也
 9-8 恩顧^{ノボリ} 十二月晦日ニ一年中ノ藥^{ノボリ} ナント仕ヒタル恩ヲ報^ルシ爲^ルニ此ヲマツルト云^ク 或云大途^{ノボリ} 下
 部此ヲナスト文
 10 少^{ノボリ} 彦名^{ノボリ} 大和國三輪明神也
 1 常世國^{ノボリ} ヲヨミトヲサス此則根國也伊勢トコヨノ國ト云フニ千瀧國ト書^ク
 2 志^{ノボリ} 荒^{ノボリ} 芒^{ノボリ} 能國自元志^{ノボリ} 處^{ノボリ} ナリシヲ^シクナヒコ^{ノボリ} ノ尊^{ノボリ} ト大己^{ノボリ} キノ尊^{ノボリ} ト二人ニテ能^{ノボリ} 額^{ノボリ} 玉^{ノボリ} ^フト^フ
 3 強暴^{ノボリ} ヲアラクコハキヲ云也ト注セリ
 4 續^{ノボリ} ヲ此國ヲ相續シ持來ルト云意也
 5 幸魂^{ノボリ} 辛^{ノボリ} 奇^{ノボリ} 魂^{ノボリ} ヲ牙^{ノボリ} ニ魂靈トナル由ヲ名乘ル也
 6 三^{ノボリ} 諸^{ノボリ} 山^{ノボリ} 古事本紀ニ云三^{ノボリ} 緒^{ノボリ} 山^{ノボリ} ト書ケリ日本紀ニハ三^{ノボリ} 諸^{ノボリ} 山^{ノボリ} ト云^ク
 7 且^{ノボリ} 當^{ノボリ} 飲^{ノボリ} 食^{ノボリ} 朝飯ヲ食スルヲミヲシヘト云也
 8 菰^{ノボリ} 彼^{ノボリ} 皮^{ノボリ} ヲカ、ミクサトテ有^ルリ其實^{ノボリ} 鳥^{ノボリ} 邊^{ノボリ} 并^{ノボリ} 二舟^{ノボリ} ニ似^ルタト云^ク
 9 鷓^{ノボリ} 鴒^{ノボリ} ヲ白芥子一粒ヲ七日ニ廻^ルル小鳥也ト云^ク 凡^{ノボリ} 眼^{ノボリ} ニ^ミカ^{ノボリ}タ
 1 師^{ノボリ} ハ薩^{ノボリ} 廣^{ノボリ} 國^{ノボリ} 宥^{ノボリ} 房^{ノボリ}
 2 應永廿六年^{ノボリ} 紀八月十七日終

翻刻注

(1) 101 書上——御調本後筆題簽は「日本書紀第一開書」。

桜池院本内題「日本書紀卷第一開書」。親王院本外題は「日本紀開書上」とある由(岩橋小彌太『京畿社寺考』)。なお御調本には元の装幀第9丁(現状欠落、8)29末尾(参照)と一葉になつた表紙が存したと推定されるが現存せず。

101 應永廿六年——桜池院本「応永廿六年二月廿一日午

剋始之」とあるが、御調本は奥書に「八月十七日終」とあり、本文中にも「八月十一日」(4)577)、「八月十六日」の書入れがあり、当破損部には「八月十日」の日附があつたか。なお桜池院本は更に「流師権大僧都良通法印 求開類辨謹書」とあり。

102 名号ノ事——桜「一神道名字事」。

103 桜「神道ト」。

103 スクナル——桜「直ナル」。

103 スクナルノ仕ナリト——桜「直ナルト者只有ノ仕ナリト」。

104 伊勢ノ社且——桜「伊勢社壇」。

104 直約諸法ノ義——桜「神道ノ深義」。

105 又釈云——桜「又或書」。

107 性徳ノ表スル也——桜「深義可ニ師伝ニ矣」。

108 伊勢ノ忌事——桜「神明忌ニ法師ノ事」。

109 風儀——桜「風流」。

1010 森羅万像——桜「森羅諸法」。

1012 桜「深義」。

(1) 101 御託宣——桜「御託宣云」。

102 悪ラノ方便欵——桜池院本にはこの書入れなし。

102 未得ノ類——桜「未得謂證禪宗等也」。

102 不満ノ高座——桜「不満次親長等ハ高座スル輩也」。

103 實義——桜「深義」。

104 和國修行事——桜「和國戒行之事」。

105 三種神祇ノ云々——「神祇」は「神器」のこと。桜池院本はこの項「守ニ三種神祇云々可ニ思之」(「祇」テキストのまま)とあるのみ。良通応永三十一年講述「神代巻私見聞」には御調本と同趣の記述あり(久保田収『中世神道の研究』の引用文による)。

108 一齋戒ノ教ニ云——桜池院本は先ず「一或書意云」で始まる一文があり、その後「斎戒ト書テ」と続く。

108 万事ノ忌也——桜池院本には該当する記述なし。

108 神壇ノ論——桜「神壇論」。慈通「神壇論」か。

1010 忌事——この項、桜池院本の「一忌ニ生死ノ事」の項に該当するか。但し記述内容は甚だ異なる。

1012 桜「一忌字之事」。

1012 可思之——桜「有ニ口伝」。

(2) 101 道——伊勢平野ノ——この項、桜池院本は「一伊勢

平野ノ」から始まる。当破損部は「一神道ニ」などとあつたものか。

1012 伊勢ノ忌事——この項、桜池院本は「一伊勢

平野ノ」から始まる。当破損部は「一神道ニ」などとあ

つたものか。

1012 伊勢ノ忌事——この項、桜池院本は「一伊勢

平野ノ」から始まる。当破損部は「一神道ニ」などとあ

つたものか。

771 龜鏡く神主——桜「為ニ龜鏡レ之。平野ニハ神主」。
772 漢家——桜「菅家」。桜池院本が正当。御調本は「ク
ワンル」と「カン」との相通に基づく表記。

774 才覚——桜「才覚」。

774 心地修行——桜「心地飛迷ノ指南」。

775 和朝く船代也——桜池院本は「船代」の語は共通する
も、全体として記述大きく異なる。

777 修行く風儀也——桜「修行ノ軌則也」。

778 深義く別也ト云々——桜池院本は記述大きく異なる。

779 問佛法く地ニ文——桜池院本は「一宝基本紀ニく」
として別項に特立し、また問答形式にはなっていない。

7712 一和國く有之予——桜池院本は「一和國文字起之事」
として、項の冒頭は問答形式にはせず。

(2) 772 因リ始ケルソ乎——御調本原本「イ」は「乎」字と
見る。以下同。桜「知り初ケル耶」。

773 答く天地也——桜池院本は「日ノ文字」を例に掲げ、
記述大きく異なる。

775 從此——始ルナリ——桜池院本には該当する記述なく
「カタナ讀」(文選疏の異称)の語も出現しない。(11) 15711
の「カタナヨミ」に関する注も参照。

776 日域本紀——桜「日譚本紀」。『国書総目録』に「日譚
貴本紀」があり、「日域本紀 日譚貴本紀」……高野山
宝龜院……其福寺(「日譚貴記」録倉未期写)……とあり。

777 卅八行——桜「三十八行」。

御調八幡宮蔵日本書紀第一聞書解説並びに影印・翻刻(翻字注)

778 經律主神——桜池院本この記述なし。
779 健甕神——桜池院本この記述なし。

7711 桜「王仁」。

7712 桜「結レ草」。

7712 如此ノ此——桜「如此レ此判スル也。実ニハ文字是」。

(3) 372 桜「一三部書之事」。

373 筆授者——桜「筆受者」。378も同。

378 禪田志大姫——桜「禪田荒ノ大臣」。

3710 大和加那——桜「倭仮名」。

3711 漢家——桜「菅家」。「管」はテキストのまま。(2) 772
の注参照。

(3) 371 寸因——桜「対治」。「退治」の、とか。(翻刻注見)
373 已上由來了——桜「已上由來ノ事」(「己」テキストの
まま)。

374 日本文——桜池院本はこの前行に「入段新間之事」
とあり。乾「ヤマ本書ミ紀卷第一」(「ヤ」テキスト)。

376 本不生く非ス——桜「全体ニ非ル」。

376 去來——桜「古來」。

377 依正——桜「依レ正ニ森羅諸法」。

377 悉くト為言——桜「何カ字言説ノ智解ナラザル事無
キ故ニ名レ之」。

3710 書紀——乾元本は374の注参照。

3710 迦葉佛——桜「迦葉婆仏」。

3711 迦摩——桜「迦摩」。3712も同。

39 12 □字——桜「菟字」。
39 12 漢朝漢朝——桜「漢朝ニテ漢字ヲ成スト云。謂ク」。

(4) 50 1 千方——桜「千瀨」。

50 5 寛桜——桜「寛狭」。50 11も同。

50 6 卷——乾元本は39 4の注参照。

50 6 絹繡——桜「縑細」。ここは巻物の意であるので桜池院本が正当か。

院本が正当か。

50 7 第一——乾元本は(3)39 4の注参照。

50 7 三十巻く約スル也——桜「三十巻末ニ対シテ云レル也」。

50 7 神代上——乾神代上——桜神代上。

50 8 下ノ巻ノ注スル也——桜池院本には該当する記述なし。

50 11 □開ニ——桜「通途」。

(4) 50 1 省仁——実仁親王、称光天皇、応永二十一年即位、正

長元年崩。桜池院本も「省仁」。

50 7 八月十一日——桜池院本には本文中への日附の書入れ

はなし。以下も同。

50 7 古——乾元本は後掲(6)67 1「古へくタイテ」の注参照。

50 8 識量——桜「測量」。

50 8 或曰——これ以下67 12までの記述は、桜池院本では「一

世界建立之事」として別項を特立して掲ぐ。

50 8 常任虚空——桜「成住壊空」。桜池院本が正当。

50 9 湛然——「湛」字は「堪」の「上」に「シ」を重書す

るか。

50 9 常寄——桜「常宿」。「寄」は「寂」の異体。

50 10 車軸ノ□——桜「車軸ノ雨」。

50 11 四洛又々ナル——桜「四洛又ハ凝テ金輪際トナル」。

50 12 金□雲——桜「金藏雲」。

50 12 フリ□——桜「降添イ」。

(5) 60 1 此□——桜「是ヲ」。

60 1 古へくタイテ——乾元本に、

古へくタイテは清原宣賢「日本書紀抄」には、

天ノ地ノ淵ノ際ニシテ、

淵ノ際ニシテ、

淵ノ際ニシテ、

淵ノ際ニシテ、

淵ノ際ニシテ、

とあり。

(5) 60 1 □問——桜「一問」。

60 1 名同ノ義也——桜「名同異義通途法相也」。

60 2 彼ノ老子ノ道ハ——これ以下67 5「口決セリ」まで、

桜池院本は同趣なれど記述の順序等が異なる。

60 4 神道所立ノ虚無——桜「当虚無」。

60 4 口受——桜「口授」。

60 5 今又面受口決セリ——桜「豈戴ニ筆墨ニ云云」。

60 5 虚無ノ符籙ニ云——桜池院本は「一符録尺ニ虚無、云」

として別項を特立す。「符籙」は「符録」が正当。

60 7 精妙ノ逆尺也——乾元本に、

「死シ」。

441 天地人——桜「一ニハ謂ニ天地人」。

441 因母公——桜「父母君」。

442 歎ニテ——「ニ」字、御調本原本の字体「尔」。この字体はこのみ。

442 トリノコ——桜「鶏子」。443も同。

444 宛然と師傅ニアリ——桜池院本は御調本443「一重也」の直後にあり。

446 一書曰——桜「一書曰文」。乾「一書曰」。この「一書曰」は書紀の字句の引用であり、御調本がこの「一」を師伝の特立項目を表す「一」と同様一字上げて書くのは不適。

446 神ノ一書ト——桜「神ノ一書ト云フ」。

447 此時ハ——桜「此時ハ点ニ者」。

449 加様ニト云也——桜「如レ此コソノ給フラ一書ト云也」。

4410 初ニ神——桜「初ノ二神ハ」。

4410 異——桜「異名」。

4411 一充——桜「一宛」。「充」は「アテ」と読むか。御調本原本のこの「充」の字体は「充」で、44511「宛然」の「宛エン」とも、44611「充満」の「充シユ」とも異なるが、今「充」字の一体と見て「充」に翻刻しておく。

4411 トヨクヌノ尊——桜「豊斟淨尊」。

4412 常立ノ尊——桜「一國常立尊」。

4412 淨妙シ則——桜「淨妙法身ト云云。是則」。

(7) 841 三世常恒——桜「三世常住」。

841 且シノ由——桜「一心修行ノ為ニ且ク建立ラ成ル事」。

843 圓榿地榿——乾「圓榿・地榿」。

843 天地開白——桜「天地開闢」。

844 榿スルト——桜「榿ス」。御調本は連体形による終止か。他にも類例あり（解説参照）。

845 高天原——乾「高天原」。

846 アメミヤカヌシノ尊——桜「天御中主尊」。乾「天ノ御中主尊」。

8410 浮雲ウキクモ无ム所ト根ネ——文——乾「浮雲ウキクモ猶ナ海上ウミノ上雪ユキ無ム所ト根ネ係ケル」。御調本「无ムト文」の「ト」は書紀訓点ではなく「文」と共に引用を表すか。

8410 フル雪——桜「降雪」。

8411 巫中——乾「巫中」。

8412 凡八神——乾「凡八神」。

8412 ウヒナニスヒナニヨリ——桜池院本はこの直前に「師ウシ」とあり。

8412 男女合カヒ——桜「陰神陽神合シテ」。

(7) 842 禰生之神——乾「禰生之神」。

842 和會——桜「和離」。

843 榿ハ榿也——乾「榿ハ榿也」。榿カサハ榿カサ也。榿カサハ榿カサ也。榿カサハ榿カサ也。

榿カサハ榿カサ也。「榿」は「榿」のことは本来別字なれど通

用す。

874 天浮橋——乾「天ト浮ウ橋ハシ」。

874 邊界——桜「色界」。

876 广蓋首ラ天宮——桜「摩蓋首羅天宮」。

878 色丸丸天——桜「色究竟天」。「丸丸」は「究竟」の抄

物書。草宋集建保四年写本に「九九」あり。

879 天ト者——桜「天瓊茅」。乾「天ト之ヲ瓊マ」。

此云「瓊」者也。

879 トハ——桜「瓊」。右記も参照。

8710 正説トスヘシ——桜「正説(ト)スヘケレトモ、当道明

士古来天ノトホコト云イ習ハセル也ト良通仰也」。

8710 元々宗——桜池院本も「元々宗」。北畠親房「元々

集」のこと。

8711 神カミ禊カミ禊カミ——桜池院本も「神カミ禊カミ禊カミ」。「禊」字は漢音

「ホウ」異音「ム」であり、ルビ「テウ」は「弔」字と

の混同によると見られる。

8711 常ノト云——桜「常ノホコニハ非ス云」。

8712 獨古——「獨銘」のこと。

8712 上下口——桜「上下」。

8712 カキカキ深カキ——桜「カキサクト云意也。但シ委細可レ

有ニ師授ニ矣」。桜池院本には「水カキ渚カキ渚カキ散カキ杖カキ瓊カキ茅」

に該当する字句なし。

(8) 212 □——桜「滄浪」。乾「滄カキ浪カキ」。

213 □○疑——桜「滴漉之潮凝」。乾「滴カキ漉カキ之カキ潮カキ凝カキ」。

御調本「○」符号は途中の文字の省略を表す。

213 深沁口傳在之——桜池院本は該当する記述なし。

214 ノノコロ嶋——桜「礫カキ靨カキ嶋」。乾「礫カキ靨カキ嶋カキ」。

214 眞カキ故カキニ——桜「真言也。然問」。

215 國中ノ柱ラ——216の注参照。

215 找山ノ事也トモ云——桜池院本はこのあと「但師伝ラ

不レ知故難ニ信用」この記述あり。

216 國中——乾「爲カキ國カキ中カキ之カキ柱カキ」。

216 柱——右記参照。

218 此四ハノ異説也——桜「如此異説多ナレトモ以ニロ

伝ニ可信用」。

219 クルソ佛——桜「拘留孫仏」。御調本216以下は「ク

ロンソ佛」とする。

2110 一物留孫佛ハ——桜池院本は特立せず「国中文」の注

文に統げる。

2110 ケンハン邑宮——桜「健盤竜宮」。

2112 國カキ昌カキ宮カキノカキ園カキ——破損甚し。桜「彼竜宮ノ前」。

2112 八丁——桜「八町」。

(8) 217 數テ口カキ此カキ上カキ回カキ——桜「數テ此上ニ」。

212 世親弁——桜「世親菩薩」。御調本は「菩薩」の抄物

書を「弁」とし、「菩提」は「弁」(217)とす。草宋

集にも同様のもの見ゆ。

214 秘カキ大カキ般若カキ——桜「秘密大般若」。

214 沙カキ鳩カキ竜カキ王カキ——桜「沙鳩羅竜王」。御調本も210では「沙

「國羅龜宮」と「羅」字あり。

29 6 ㊦ロソソ佛——桜「狗留孫仏」。29 8・10も「クロソソ佛」。29 9「クルソ佛」の注も参照。

29 6 衣媛揭諦——桜「衣媛揭諦」。

29 7 供奉シテノ規模也——桜「引具シテ、彼ノ日向ノ高天ノ原ニ下給」。

29 9 シハシコソノ踏フミ——桜「志波志古曾端山茂山志計登老神能於久尔美地和阿智老能」。

29 10 ㊦ハ山トハ——桜「此歌ニ端山トハ」。

29 10 ソトハ——「ソ」字、某字に重書。

29 10 シケ山——「シ」字、某字に重書。

29 10 神カミノ也——桜「神地奥ト者伊勢ヲ云也」。

29 11 賀瀬吹氣傳ハセフキツトノ四ヨ——桜「風不幾伝フキツト三ミ天和左和久登老龜鶴間和四方カミ仁左和賀志ト云云（三十三）」のルビ「ソ」テキストのまま。桜池院本はこの後更に

「然レハ彼健盤竜王ト云」として、「狗留孫仏ノ奉都婆」にフイテの説明が続くが、御調本は第2丁（元の装幀第8丁）の次に一丁分（元の装幀第9丁に当る）を欠落していると判断される。左記も参照。

（欠落部）——桜池院本によればこの部分には「一榮西僧正在唐之時」。「惠文」。「汝身文」。「男子文」。「婦人文」。「雄元処文」。「雄元之処文」。「蓮合為夫婦文」。「為胞文」。「大日本。豊秋津洲文」の各項あり。

(10) 13a1 ㊦与二名ノ洲——桜「伊与二名洲」。乾「伊豫イヅ」。

洲。

13a2 ㊦紫ノ嶋——桜「筑紫洲」。乾「筑紫洲」。

13a2 四國——桜「四ヶ国」。

13a2 ㊦豊前——桜「豊後豊前」。

13a4 世人——乾「世ト人」。

13a4 御講名也——桜「御講世人ヨヒトト申也」。桜池院本はその代り「故ニヨヒトトハ」（13a5）なし。

13a6 太洲——桜「大洲」。乾「大オホ洲シマ」。

13a6 吉備子洲——乾「吉備キヒ子コ洲シマ」。

13a7 已上八國——桜池院本なし。

13a7 大八洲——乾「大オホ八ヤシ洲シマ」。

13a7 アハナ——桜「淡路洲」。

13a8 伯岐國——桜池院本も同表記。

13a9 賀加國——桜「加賀国」。

13a10 一書ノ説ニ云——桜池院本なし。御調本はこの箇所も「一書」の「一」を一字上げて書く（6a6「一書曰」の注参照）。

13a10 天神謂イサナキイサナミ尊曰——桜「天神 謂伊弉尊」。乾「天神謂伊弉尊伊弉冉尊曰」。

13a11 師云——桜「師云云」。

13a12 千五百——桜「千五百秋」。乾「千チ五イ百ヒ秋アキ」。

13a12 キミノニ尊——桜「諾冉二尊」。以下、御調本には「キミノ二尊」「キノ尊」「ミノ尊」等の表現が多く出現。

137 12 繪妻^ニ之誓^シ——(13)2149の「建^ニ繼妻^ク誓^シ」の注の乾元本を参照。

137 12 ミノ尊ノ誓^シニヨテ——桜「再尊一日二十人クヒリコロサントノ給ヘハ、諾尊一日二十五百人生ントノ誓ニ依テ」(「一日二十五百人」の漢字「ニ」は片仮名「ニ」の翻刻の誤り又は誤植か)。乾元本には、

伊弉冉尊曰・命^ニ咄^ル吾^レ・當^ニ給^ル命^ニ所^ニ治^ル國^ニ民^ニ。

日^ニ將^ル千^ニ頭^ニ、伊弉諾尊・乃^レ報^ル之^レ曰^ク・命^ニ咄^ル吾^レ則^ニ當^ル産^ル日^ニ。

長^ク將^ル千^ニ頭^ニ、五百^ニ頭^ニ。

とあり。

00 137 2 瑞穂之地——乾「瑞穂^ニ穂^ミ之^レ地^ニ」。

137 2 水トハ——桜「或注云瑞穂者」。

137 3 化作八尋之殿——桜「化作八尋之殿」。乾「化作^ニ作^ル八^ノ尋^ノ殿^ニ」。

別^ニ作^ル之^レ殿^ニ。

137 4 又化堅天柱——乾「又・化^ニ堅^ル天^ノ柱^ニ」。御調本「化堅」は桜池院本も同。清原宣賢「日本書紀抄」も「化^ニ天^ノ柱^ニ」。

堅」。

137 4 昏合——桜「婚合」。

137 5 葦船——乾「葦船」。桜池院本はこの項の直前に「將巡天柱文、義如レ云レ上。此文言ヲモテ」とする一項あり。

あり。

137 5 凡フネトハ——桜「師^ニ渡^ル云、船ト者」。

137 5 公ニ船——桜「公ニ船」。

137 5 依^ル怨^ニ——桜池院本はこの直前に「公ト者」とする一文があり、御調本では(11)1575「天ノイハクス船文」の項に「君トハく進ル也」の類似した記述あり。

137 6 不^ニ以^ル充^ルニ^テ兒^ノ數^ニ——乾「不^ニ以^ル充^ルニ^テ兒^ノ數^ニ」。充^ル字は御調本原本「死」(乾元本も同。又(6)471「一充」の注も参照。

137 6 致^ルノ御事也——桜「彼^ニ蛭^ノ尼^ノ御事也」。乾元本に「遂^ニ爲^ル一^ノ夫^ノ一^ノ婦^ノ」。

137 6 カイ^ノシカラサル——桜「不^ニ甲^ノ斐^ノ々^ノ」。

137 6 車ハ^ノ本説也——桜池院本は同趣なれど記述異なる。

137 8 教曰——乾「教^ニ曰^ク」。

137 8 一説ニ云——桜池院本はこの直前に「アシワイノ船ハクト者神詞、今ハラシヘノ給ハクト云也。く」とあり。

137 8 師云——桜「或云^ル」。

137 8 天中主——桜「天御中主」。

137 8 天神ノ准——桜「天神ト云ニ准シテ」(「准」テキストのまま)。

137 9 大占——乾「太^ニ占^ル」。

137 10 別ノ神音——桜「本扱」。

137 10 天霧之中——乾「伊弉諾尊・伊弉冉尊・二ノ神・立^ル于^ニ天^ノ霧^ノ中^ニ」。

137 11 □□ハ——桜「云イ、或ハ」。

137 12 天原——乾「高^ニ天^ノ原^ニ」(高^ニ天^ノ原^ニ本)。

137 12 タカマノハラトヨメリ——桜「高^ニ天^ノ原^ト読^メリ」。

137 12 義可准例——桜「義如レ云レ上矣」。
154 1 鶺鴒——乾「鶺鴒」。清原宣賢「日本書紀抄」に

鶺鴒トシキヲヘトリハセトリニエ上上上上上
鶺鴒トシキヲヘトリハセトリニエ上上上上上
鶺鴒トシキヲヘトリハセトリニエ上上上上上
鶺鴒トシキヲヘトリハセトリニエ上上上上上

とあり。
鶺鴒トシキヲヘトリハセトリニエ上上上上上
鶺鴒トシキヲヘトリハセトリニエ上上上上上
鶺鴒トシキヲヘトリハセトリニエ上上上上上
鶺鴒トシキヲヘトリハセトリニエ上上上上上

154 1 ツ、ナハセ——マナハシ等トリ——桜「ツツ
ナワセ鳥。三ニハツ、マナハシラ鳥」。右記も参照。「等」
字は御調本原本「ホ」とあるが、昔節「ラ」に当てた漢
字「等」と見おく(但し親本の片仮名「ラ」を「ヲ」
に見誤りイれを更に片仮名「ホ」に表記したものである
と、この可能性も残る)。

154 2 可可哥ニ云——桜「可レ尋レ之。或歌云」。
154 3 世ノ中ニクマクハイエ——桜「世乃奈加仁伊奈於宇瀬
鳥乃奈加利瀬波伊加賀和羅好婚合云」。
154 4 淡路洲ヲ淡洲——乾「以淡路洲。鶺鴒トシキヲヘトリハセトリニエ上上上上上
秋津洲。淡洲。なお「鶺鴒」の訓みは乾元本別の箇
所に「鶺鴒」とあり。

154 5 阿防——桜「安房」。
154 5 別トミハタルカ故ニ——桜「当段ニ二種名ト見タル故
古来異説辺々也」。
154 6 當段トシキヲヘトリ相違——乾元本に「鶺鴒トシキヲヘトリハセトリニエ上上上上上
送」淡路洲トシキヲヘトリとあり。

154 6 漢家——桜池院本も「漢家」。のり2の注参照。
154 7 陽神之子——乾「陽神之子」。
154 7 天人トシキヲヘトリ如ナルヘキ歌——桜池院本はこれに該当する記
述の直後に「師トシキヲヘトリ云云」として更に記述あり。
154 8 木租トシキヲヘトリ句トシキヲヘトリ巨トシキヲヘトリ馳——桜「木租句々廻」。乾「木租トシキヲヘトリ句々トシキヲヘトリ廻トシキヲヘトリ」。
154 8 ク、イナ、野——桜「句々廻」。師トシキヲヘトリ云云。
154 9 野トシキヲヘトリ擗——乾「野擗」。
154 9 六合——乾「照トシキヲヘトリ於六合之内」。師トシキヲヘトリ云云。
154 10 徳八トシキヲヘトリ慈——桜「八荒」。「徳」は或いは行か。
154 10 八トシキヲヘトリ慈ハ不知云々——桜池院本は該当する記述なく「義
可レ合レ之」とあり。
154 10 靈異——乾「靈トシキヲヘトリ異トシキヲヘトリ」。
154 10 容顔ヒレイ——桜「容顔美麗」。
154 11 光華明——乾「光トシキヲヘトリ華トシキヲヘトリ明トシキヲヘトリ彩」。桜池院
本はこの項、「六合」の項の直前にあり、桜池院本の方が
書紀の出現順に合う。
154 11 カタチヨミトシキヲヘトリネタトシキヲヘトリ丸トシキヲヘトリト——桜池院本も「形トシキヲヘトリナトシキヲヘトリ讀トシキヲヘトリニ」と
としてこの記述あり。但し(のり)5の「カタナ讀」(桜池院
本にはなし)の場合とは異なり、ここに「カタチヨミ」
として掲げられている語句は文選説とは言い難い。
154 11 容顔トシキヲヘトリ付テ——桜池院本は該当する字句なし。
154 12 以天柱——乾「以天トシキヲヘトリ柱トシキヲヘトリ」。
154 1 師云——桜「師トシキヲヘトリ云」。

157 2 思食名ト——桜「思食スト」。

157 2 天地相去不遠々——桜「天地相去未遠者」。乾「天地相去未遠」。

157 3 〆——157 5の「〆」に対応。そちらの注を参照。

157 3 ソサノヲノ尊——桜「素盞鳴尊」。乾「素盞鳴尊」。

157 3 尊（一書曰神・兼ニ素盞鳴尊・速乎兼ニ素盞鳴尊）。清原

宣賢「日本書紀抄」には「素盞鳴尊」（訓点略、別注は乾

元本と同様）とあり。

157 3 異説可尋——桜「委細下巻ニ可有」。

157 4 白銅鏡——乾「白銅鏡」。桜池院本はこの項の

直前に「根国々」の項あり。(4) 171 11「根国」「閻王官

也」の注参照。

157 4 師説云——桜「師説云」。

157 4 白ミ——桜「白見」。

157 5 〆、天ノイハクス船々——「〆」は157 3の「〆」に對

応し、この項が「ソサノヲノ尊々」の直前にあるべき旨

を示している。桜池院本の順序もこの訂正した後の順序

に合ひ、著紀の出現順序もこれに合う。桜「天磐櫛樟船

文」。乾「天磐櫛樟船」。

157 5 船トハ可思之——桜「船トハ義ハ如レ云レ上矣」。

(4) 157 5の注参照。御調本「君トハ自心智恵ヲ進ル也」には

桜池院本の「葺船々」の項では「公ト者一心ヲ指ス故ニ

一心ノ智恵ヲ進メ、〆」とあり。御調本「君」は「公」

を指す。

157 7 小舟ノ事也——桜「小舟二用イ、船ノ字ヲハ大船

ニ用フト云云」。

157 7 鳥願（鳥願）——乾「願」。又「願」。

157 7 〆（カホ）。御調本左傍「メン」の「メ」は「ナ」に重書。

157 7 カホ、フラス——桜「カホヲ派スシテ」。

157 8 鳥イハクス船——桜「鳥磐櫛樟船」。乾「鳥磐」。

157 8 〆（樟）。

157 9 刺クツチ——桜「刺遇突智」。乾「刺遇突智」。

157 9 火神——桜「火神」。

157 9 土神恒山姫——桜「土神恒山姫」。乾「土神恒山姫」。

157 9 姫」。

157 10 義理——桜「道理」。

157 11 水神（水神）——乾「水神」。

157 11 器（器）——桜「器物ニ随カ」。

157 11 金神（金神）——乾元本に、

伊弉丹尊（伊弉丹尊）。此（此）。化（化）。神（神）。名（名）。曰（曰）。金（金）。山（山）。彦（彦）。

とあり。

171 1 野ノ丹生大明神——桜池院本にはこの注記なし。「□

野」は「天野」か。或いは「高野」か。

171 1 道理——桜「男ハ堅キ道理」。

171 2 天（天）。吉（吉）。鶴（鶴）——乾「天、吉、鶴」。

御調八幡宮蔵日本書紀第一聞書解説並びに影印・翻刻（翻字注）

17A 2 藤根^{フジノネ}國——桜「藤根國」。

17A 4 爲肚吐^{ウツク}リ——桜池院本はこの項の直前に「悶熱懷惚^{モンネツカイゴツ}」の項あり。桜「爲吐」。共に乾元本は17A 1「金神」に關する注を参照。御調本「肚」字は行か。

17A 4 朝霧——桜池院本はこの項の直前に「熊野有馬村文」の項あり(乾元本の掲出路)。乾「唯・有・朝霧」而^ニ。

17A 4 師云——桜「師云」。

17A 6 吹撥之氣——乾「吹^{フク}撥^{ハク}之氣化^{ケル}爲神」。

17A 6 無明^{ムメイ}可思^{カシ}宋^{ソウ}ス——桜池院本はこの記述を「師云云」として掲ぐ。

17A 7 級長戸邊^{ケイチャウヘノヘ}ノ命——乾「号^{ケイ}級^{チャウ}長^{ヘノ}邊^ノ命」。亦曰^{モトモト}級^{ケイ}長^{チャウ}津^ツ彦^{ヒコ}命^ノ。

17A 7 立田ノ宮——桜「菖田ノ宮」。右記も参照。

17A 7 倉稻魂——乾「倉^{クラ}稻^{イネ}魂^{タマ}」。亦曰^{モトモト}倉^{クラ}稻^{イネ}魂^{タマ}命^ノ。

17A 7 廣瀬^{ヒロセ}ノ明神是也——桜「或注云広瀬社文。和州広瀬郡

河合社ト云是也」。右記も参照。

17A 8 其若^{ミカド}ミヲ^ノ故也——桜池院本は該当する記述なし。乾元本に「飢^{ウツク}味^{アジ}兒^コ」とあり。

17A 9 又生海^{マツミ}ノ神——桜「海神」。乾「又生^{マツミ}海^ノ神等」。

17A 11 ワタツミ^{ワタツミ}ノ同也——桜池院本は該当する記述なし。

17A 12 水門神——乾「水^{ミヅ}門^{カド}神等」。

17A 12 找愛^{アハシ}之妹——乾「找愛^{アハシ}之妹^ノ」。亦曰^{モトモト}找愛^{アハシ}之妹^ノ命^ノ。

(12) 17A 1 妹ノ字——桜「姉ノ字」。

17A 1 設丘^{セツノ}樹下^ノ所居神——桜「設丘樹下所居之神」。乾「設^{セツ}丘^ノ樹^ノ下^ノ所^ノ居^ノ神^ノ」。亦曰^{モトモト}設^{セツ}丘^ノ樹^ノ下^ノ所^ノ居^ノ神^ノ命^ノ矣^{ナリ}。

17A 2 ナキサハメノ命——右記参照。

17A 2 五十鈴文——桜「五十鈴河ト者」。御調本破損部は仮名の存否未詳。

17A 3 五古鈴——「五古」は「五銚(筋・股)」。17A 4には「五古ツカ」(桜「五古形ノツカ」)なるもの見ゆ。

17A 4 十握劍——乾「十^{ジュウ}握^グ劍^{ケン}」。亦曰^{モトモト}十^{ジュウ}握^グ劍^{ケン}命^ノ。

17A 4 爲三段——乾「爲^{ツク}三^{サン}段^{ダン}」。此^{コノ}各^ノ化^{ケル}成^ル神^ト也^{ナリ}。

17A 4 此三ノ神ハ——桜「此三段神ト成ル」。

17A 5 天母安川——桜「天安河辺」。乾「天安^{テンアン}河^{カハ}邊^ノ」。御調本「母」字(或いは「母」字か)は行か。

17A 6 五百箇惣石——乾「五^イ百^{ヒャク}箇^{カン}惣^{ソウ}石^{シタ}」。御調本右傍「ネ」(原本「子」)は「ホ」の誤写か。

17A 6 カクツナ——「駒通突智」。17A 9「駒ツツナ」の注も参照。

17A 7 劔^{ケン}——乾「劔^{ケン}」。亦曰^{モトモト}劔^{ケン}命^ノ。

17A 7 武甕抽——桜「武甕槌」。乾「武^フ甕^{ソウ}抽^{シュ}」。桜池院本はこの項の直前に「經津主神文」の項あり。

17A 7 杵^キ鳥^{トリ}——桜「杵取大明神」。

17A 8 閻^{エン}龍^{リウ}——桜「閻龍」。乾「閻^{エン}龍^{リウ}」。御調本「龍」は「龍」の異体。

17A 9 關山^{カンサン}祇^キ——乾「關^{カン}山^{サン}祇^キ」。

17A 10 閻^{エン}門^{モン}象^{ゾウ}——乾「閻^{エン}門^{モン}象^{ゾウ}」。

179 10 黄泉——乾「ヨミ黄泉」。

179 11 吸——左傍「シキツテ」の「ギ」に平声濁点「ギ」

とあり。桜「及之」。乾「及之共語」。

179 11 浪泉ミミ竈——桜池院本はこの項の直前に「夫君尊文」

の項あり。桜「浪泉之竈」。乾「食ヘツヒ泉ヒ之ヒ竈ヒ矣」。

清原宣賢「日本書紀抄」には「浪泉之竈矣」(訓点略)とあり。

179 11 火□□タウ——桜「火ラクイタリ」。

179 12 湯津爪櫛——乾「湯ツツ津ツツ爪ツツ櫛」。

179 12 白□□——桜「白金ノ櫛也」。

(13) 21a 2 世人——桜池院本はこの項の前に「雄柱文」「膿涕虫

流文」の二項があり、御調本には前者はなく、後者はこの項の次にある。乾「世人」。

21a 2 膿涕ウシタカル□□——桜「膿涕虫流文」。乾「膿涕虫

流」。清原宣賢「日本書紀抄」は「膿涕虫流」

とあり。御調本「膿」右傍、或いは「ウミ」の誤か。

21a 3 公——桜「王」。

21a 3 凶□□——乾「凶目ヨシメ汚穢ヨシメ之園」。

21a 4 泉津醜女——乾「泉津ヒ醜ヒ女ヒ八人」。

21a 5 隔陶——桜「蒲陶」。乾「伊弉諾尊ヒ伊弉册尊ヒ黒髪ヒ多ヒ即ヒ化ヒ成ヒ濁ヒ陶ヒ」。桜池院本はこの項の直前

に「黒髪文」(「髪」テキストのまま)の項あり。

21a 5 フトウ——桜「フトウ」。「陶」は音仮名遣によれば

開者「タウ」であり、御調本の合音表記「トウ」は才段

21a 5 イサナキノ尊ヒ依ヒテ也——21a 5 「開陶」の注参照。御

調本「ナリシ」は桜池院本「投ケ給シ」。

21a 6 泉津平坂——乾「泉津ヒ平ヒ坂ヒ」。

21a 6 一説ニ云——桜「古来愚推シテ異説セリ。師説云」。

21a 7 尿放大便文此ノ四ノ字——桜「放尿文、此二字」。乾

「放尿」。乾元本には又、これより前に「小便ヒ便ヒ」あり。

21a 8 泉津日狄女——乾「泉津ヒ日ヒ狄ヒ女ヒ」。

21a 8 上ノ泉津凶目女也——桜「上ニ云処ノ泉津凶目ノ如ク

ナルヘシ」。御調本「女」は或いは「如」の誤写か。

21a 9 建ヒ織ヒ妻ヒ之ヒ誓ヒ——桜「絶妻之誓」。乾「建ヒ織ヒ妻ヒ之ヒ誓ヒ」。

之ヒ誓ヒ又「絶ヒ誓ヒ」妻ヒ之ヒ誓ヒ。乾「建ヒ織ヒ妻ヒ之ヒ誓ヒ」。

21a 9 投其救——桜「投其杖」。乾「投ヒ其ヒ杖ヒ」。

御調本「救」字は「救」(但し右下部分「火」は「大」に書

くか)の「狄」部分に「杖」を重書したもので、草冠は

そのまゝ。

21a 9 葬送クイハレ也——桜池院本も同趣ながら、御調本は

記述が簡略。

21a 11 煩神——乾「煩ヒ神ヒ」。

21a 11 所塞汲石——桜「所塞ヒ汲ヒ石ヒ」。乾「所ヒ塞ヒ汲ヒ石ヒ」。

門塞カサ之大神オホカミ也。乾元本は又これより前「以ニナヒキテ所引磐石ニ其坂路」とあり。御調本「汲」字は、親本が「磐」を「般」に書いていた(草書体)のを更に「汲」に見誤つて書写したもののか。

210 十人ニ手引タル石——桜「十人シテ引タル石」。右記の乾元本も参照。御調本「ニ手」は助詞「ニテ」を誤解したもののか。

210 12 ヨミトニシ境也——210 11「所塞汲石」の注参照。
210 1 祓除焉——乾「至ニテ筑紫日向。日向ニ橘之樹。原ニ而祓除ヘテ上ノ原ニ鳥」。

210 2 ウトノ瓦原ニテ——桜「小戸ノ河原ニテ御衣服己利カキ給シ故也矣」。右記も参照。

210 3 カキムスフノコラシ——桜「加幾無須婦登於山里乃美毛須曾也屋於与路津世乃津美和殘羅志」。

210 5 年ヲヘテノ十代ノ富セン——桜「登志於通天和賀美於左宇留阿羅神和美奈左利須天津十代乃登美瀬無」。御調本「去リハテツ」は桜「左利須天津」。

210 6 中津瀬——桜池院本も同。乾「中津瀬」。
210 7 八十狂津日神——桜「八十狂津日神」。乾「八至一十至一狂津日神」。

210 8 次其狂——桜「次將レ箱ニ其狂一而生神」。乾「次將ニ箱ニ其狂一而生神。号曰三神直日神」。

210 9 次大直日——桜「次大直日神」。乾「次大直日神」。

210 10 底津少童命ニ上津少童命——桜池院本も同(但し末尾に「文」あり)。乾「底至一津少童命」「中一津少童命」。「救至津少童命」。

210 11 鹿ノ鳴ノ明神——桜「志賀ノ鳴明神」。
210 11 阿曇連等——乾「阿曇連等」。桜池院本はこの項「天照大神。原也又」(御調本(194 4)の項の直前にあり、桜池院本の方が書紀の出現順に合う)。

210 11 人ノ氏也——桜「アツミハ氏トテアリ」。
210 12 底筒男命ニ表筒男命——乾「底至筒男命」「中筒男命」。「表筒男命」。

210 12 鹿——桜「志賀ノ鳴」。
210 1 鹿——桜「志賀ノ鳴」。
210 2 鹿——桜「志賀ノ鳴」。

210 3 三所——桜「三処ニ」。
210 3 西ノ海ニ住吉ノ神——桜「仁志乃宇美穗賀原乃波間与利阿羅和礼出類須美与志乃河美」。(194 1)の注も参照。

210 4 天照大神。原也——桜「天照大神。天原也」。乾「天照大神者。可ニ以治ニ高天原也」。

210 4 他化自在天ヲ付属有ル也——桜「天照大神ニ他化自在天ヲ付属スル也」。

210 5 月讀。八百重——乾「月讀者。可ニ以治ニ滄溟原」。

210 5 師說ニ——桜「師說云」。これ以下194 8「満干ト云」まで、御調本と桜池院本とで記述に入入り多し。

194 5 師說ニ——桜「師說云」。これ以下194 8「満干ト云」まで、御調本と桜池院本とで記述に入入り多し。

1916 月ノく修生ノ義——桜池院本は該当する記述なし。

1917 月讀尊ノ故ニ——1915「月讀尊」に關する注参照。

1918 ソサノヲノ尊。天下——桜「素交高。天下也」。乾「素交鳴尊者可_ニ以_テ合_テ天下也」。

1919 八握鬘——桜「八握鬘」。乾「是時素交鳴尊。年已長矣。後生_ニハ_ニ握鬘_ニ鬘」。桜乾「八握鬘」は清原宣賢「日本書紀抄」では「八握鬘」(以上訓点略)。御調本「鬘」は「鬘(こ)」の異体にて「ヒゲ」の意(但し「鬘(こ)」の誤字や誤写の可能性もあり)。また「鬘鬘」の熟字も「ヒゲ」の意で史記などにより、桜池院本、乾元本の「鬘鬘」は不適か。

1911 根國——乾「根國」。閻王宮也——桜「是又如レ云レ上」。桜池院本には「白銅鏡文」(御調本(1914)の直前にも「根國文」の項あり。「白銅鏡」の注参照。

1912 高籠——桜「高籠」。乾「高籠」。1918「關籠」の注も参照。

1911 天八十川——乾「天。八十川中」。四天王也——桜「衆星之所居四王天也」。新刺クツナ。為五段——桜「新ニ軻遇突智命ニ為ニ五段」(「く命」の返点テキストのまま)。乾「軻ニ軻遇突智命ニ為ニ五段」。

1915 麓山ノ足。曰_ク麓。此云敷耶ト云——桜池院本は「麓山足曰麓文」としてここに「此云敷耶ト」の字句なく

御調本、桜池院本ともこのあと別に「此云敷耶ト」の項を掲ぐ。乾「麓山ノ足曰_ク麓。此云ニ敷耶ト云」。ハヤマトハ——桜池院本はこの直上に「師遊云」とあり。

1916 此云敷耶ト云——桜「此云ニ敷耶磨文」。1915「麓山足」の注参照。なお御調本ここに合点なく、「麓山足」の朱文の続きとしてゐるか。

1917 殘劍——右傍「モカリ」の「カ」に上声濁点「カ」とあり。桜「到殘ニ殿之処」(「殿」、返点テキストのまま)。乾「到_ニ殘_ノ劍_ノ之_ニ處_ニ也」。

1918 用桃避——桜「用レ桃避レ鬼之縁」。乾「用レ桃避レ鬼之縁」也。

1918 本古ハ——これ以下「事ノ由也」まで、桜池院本は問答形式で記述も相違多し。

1918 塩水ヲ鉢ニ入テ——桜池院本はこの記述なし。

1919 破ト神——乾「是謂ニ歧ト神。此本野ニ曰_ク米。名ト云之祖_ト神_ト也」。

19110 櫻ノ上——乾「陰上」。この項桜池院本の方が記述多し。

19111 嶽——乾「答曰_ク嶽也。勿_レ看吾矣」。この項桜池院本とは記述に入入り多し。

19111 御内ト云悉也——桜池院本にはこれに該当する記述として「御内ト云事也」とのみあり、御調本は「勿看吾」

をも含めた説明となつてゐる(右記参照)。

- 207 12 守道者——桜「泉守道者」。乾「泉守道者」。
- 207 1 白云有言——桜「有言」。乾「白云云。有言云」。神道士闕——桜「神道士口伝アリト云事不レ知云」。
- 207 2 因「マテラハ不_レ因_ハ」——桜「因果之深理ヲ不_レ知」。
- 207 5 昏合——桜「婚合」。
- 207 6 菊理姫神——桜池院本も同。乾「菊理_ニ姫_ノ神」。
- 207 7 亦有白事——乾「亦。有_ニ白_ノ事」。
- 207 8 未練ノく不_レ怠待——桜池院本なし。
- 207 8 師云——桜「師_ト云」。
- 207 11 不二ナル故ニ——桜「不思議ノ故ニ」。
- 207 12 粟門及速吸名門——桜「粟門及速吸名門」。乾「粟門及速吸名門」。

- 207 1 橘之小門——桜「橘_ノ之_ノ小門」。
- 207 1 榎原——桜「榎力原」。乾元本によれば「榎原」(207 1の注参照)。
- 207 2 鰐廣_ノ鰐狀_ノ——桜「鰐廣_ノ鰐狀_ノ」。乾「鰐廣_ノ鰐狀_ノ」。
- 207 3 毛鹿——毛柔——乾「毛鹿。毛柔」。
- 207 4 百机——乾「百_ノ机」。
- 207 5 櫻_ノ——桜「櫻_ノ」。

するが(桜池院本は説明文中に「アヘマツル」とあり)、乾元本にこの後「不_レ」の例あり(207 9の注参照)。

- 207 5 神言ニ——桜「神詞ノ云アヘマツルト」。右記も参照。
- 207 5 作色——乾「念_ノ然_ニ作_レ色」。
- 207 6 深食神——乾「深_ノ食_ノ神」。

「鰐廣_ノ鰐狀_ノ」(御詞本207 2)の直前にあり、桜池院本の方が書紀の出現順と合う。但し御詞本207 7「柏妻ト云事アリ彼ノ類也」に該当する記述は、桜池院本では「作色大」の項末尾にあり、注意を要す。この記述は「深食神」の説明とするのが正當か。

- 207 7 柏妻ノ類也——右記参照。
- 207 8 陰生麥及大小豆——乾「陰_ノ生_ノ麥_及大_ノ小豆」。
- 207 8 雜説ニ云——桜「師御雜説ノ御物語之雜説ニ」。
- 207 9 へ、ヲ豆ト云事ハ_レ故ニト云——桜池院本ではこれに該当する記述は「豆」を「麦」として上の「麥ハ_レ似ト云ヒ」に該当する記述に続け、「小豆ノ_レ似タリト云ヒ」に該当する記述はそのあとにあり。
- 207 10 顯見蒼生——乾「顯_ノ見_ノ蒼_ノ生」。
- 207 11 深秘——桜「云也」。
- 207 12 定天色君——乾「定_ノ天_ノ色_ノ君」。

本項末尾に「定_レ主_ノ哉也」とあり。但し桜池院本は「ト云——桜「不_レ」」。

天狹用及長田——桜「天狹田及長田」。乾「天_ノ狹_ノ田」。

「及・長田」。

221 田ノ名 隅國ノ 椽「用ノ名也。大隅國」(「用」

テキストのまゝ)。

221 4 八椽 莫然 右椽「シナヒテ」の「テ」に上声濁点

「テ」とあり。乾「ハヤシ」椽然(至)シナヒテ(至)」。御

謂本左傍の「一」二本は訓合符か。

221 5 勅許 椽池院本はこの項の直前に「甚快文」

の項あり。乾「勅」許ス之」。

221 6 靈運 椽「靈運当還」。乾「靈運」當「還」。

清原宣賢「日本書紀抄」には、

加多引命
靈運(至)當「還」(至)。

とあり。

221 6 ノイテハ 椽「ノイテ神上リ座スト者」。

221 7 日之少宮 椽「日之少宮」。

221 8 執考 椽「執考」。221 10 同。

221 10 日少宮 椽「日少宮」。「幽」は「ノ」の塗抹。

221 12 深勃 椽「深勃」。乾「深」勃。鳴「啞」。

椽「深」勃。山「岳」爲之。御謂本「勃」

は「勃」の抄物書と見るべきか。

221 12 山海 椽「四海」。

221 12 ト、ロキタ、ヨイナリホユル 椽「歎」。

221 12 「深勃」の注参照。

(16) 227 1 雷電 椽「雷電」。

227 1 爲髻 椽池院本はこの項の直前に「神性文」の項あり。

椽「爲髻」。乾「爲」髻。「髻」字と「髻」字とは紛

れ易いが(但レ二字を同字異体と見る説もあり)、乾元本

は明らかに「髻」に書いている(清原宣賢「日本書紀抄」

も同)。

227 2 八坂瓊 椽「ハヤ」坂「瓊」。

227 2 自心ヲ指ス也 椽「息ヲ指也」。

227 2 自心ヲ納メテ 椽「息ヲ細メテ」。

227 3 五百箇御統 椽「五百箇御統」。

227 4 十箭ノ之鞞 椽「十箭ノ之鞞」。

227 5 五百箭ノ之鞞 椽「五百箭ノ之鞞」。

227 5 椽威 椽「椽威」。

227 6 高鞞 椽池院本は「高鞞」として別項にす。右記

参照。

227 6 踏堅庭 椽「踏」堅「庭」。

227 7 劔柄 椽池院本はこの項、「踏堅庭」の項の直前

にあり、同本が書紀の出現順に合う。乾「劔柄」。

227 8 陷股 椽「陷股」。乾「陷」股。

227 9 雙散 椽「散」。

227 10 雄詔 椽「雄詔」。

227 10 噴譏文 椽「噴譏文」。「文」は某字に重書。

227 11 天真名并 椽「天眞」。

227 11 天真名并 椽「天眞」。

227 11 只清井ヲ——桜池院本はこの前に「古語拾遺ニ見たり」とあり。

227 11 フリス□——桜「振り洗イテ」。御調本「フリス、イテ」か。

227 12 齟然咀嚼——桜「齟然咀嚼」。乾「齟^ソ然^シ咀^ク嚼^ク」。乾「齟^ソ然^シ咀^ク嚼^ク」。

227 12 カリメカシ□——桜「カリ目カシテカムヲ」。

(17) 181 1 □——合点あるか。

181 1 百吹乘^{ヒヤクフキノリ}氣噴^{キハク}——桜「而吹乘氣噴之狹霧」。乾「而吹^{フキ}乘^{ノリ}氣^{ハク}噴^ク之^ノ狹^キ霧^ノ」。乾「而吹^{フキ}乘^{ノリ}氣^{ハク}噴^ク之^ノ狹^キ霧^ノ」。

181 1 氣噴^{キハク}——之狹霧^ノ。「而」は上から読んで不説。

181 1 ツク事□——桜「ツクヲ云也」。

181 2 市杵嶋——左傍「イチ」の「イ」は「一」に重書。桜「次市杵嶋姫」。乾「次^{ツキ}市^ノ杵^ノ嶋^ノ姫^ノ」。

181 2 兄□——桜「兄弟アリ」。

181 4 森羅大明神——桜「新羅大明神」。同本が正当。181 5 同。

181 4 神宮皇后——桜「神功皇后」(同じく割書)。

181 5 森羅大明神ハ——桜池院本は「一新羅大明神之事」として特立す。

181 5 注ニ土師^{ツチノシ}遷^{ウツリ}等——桜「注云土師^{ツチノシ}遷^{ウツリ}」。乾「天^{アメノ}遷^{ウツリ}」。

181 5 命^{ノミ}是^{コト}出^デ雲^ノ臣^ノト^{シテ}土^{ツチ}師^ノ遷^{ウツリ}等^ノ祖^ノ也^{ナリ}。]

181 6 注ニ凡^{ソノ}川^ノ内^ノ直^ノ山^ノ代^ノ——桜「注云、凡^{ソノ}河^ノ内^ノ直^ノ山^ノ代^ノ」。

181 6 乾「天^{アメノ}淨^ノ意^ノ是^{コト}土^{ツチ}師^ノ遷^{ウツリ}命^ノ是^{コト}凡^{ソノ}川^ノ内^ノ直^ノ山^ノ代^ノ直^ノ等^ノ祖^ノ也^{ナリ}」。

181 7 可^カ壽^{シユ}ヲ——桜池院本はこのあと「或注云彼ニノ注麁字

ナルヘシト云ヘリ。突ニ夫可^カ然^シ歟。」とあり。

181 7 辭^{ノミ}所^ノ君^ノ等^ノ——乾「筑^{ツク}紫^{ムラサキ}辭^{ノミ}所^ノ君^ノ等^ノ所^ノ祭^ノ」。

御調本右傍「ムナカタメノ」の「メ」は衍か。

181 8 十握^{トウ}劔^{ケン}——乾「十握^{トウ}劔^{ケン}」又「十握^{トウ}劔^{ケン}・九握^ク劔^{ケン}・八握^{ハチ}劔^{ケン}」。

181 8 九握^ク——桜「九握^ク劔^{ケン}」。右記参照。

181 9 八握^{ハチ}——桜「八握^{ハチ}劔^{ケン}」。右「十握^{トウ}劔^{ケン}」の注参照。

181 10 一八九十ト云フモ——「一」は師伝の特立を表す。桜池院本は「師^シ遷^{ウツリ}云今八九十ト云モ」として「八握^{ハチ}劔^{ケン}」の項の記述に続け、特立項とせず。

181 10 カスノト——桜「ヤスノト」。

181 2 降^{ノリ}居^リ道^ノ中^ノ——乾「汝^ニ三^ノ神^ノ宜^カ降^リ居^リ道^ノ中^ノ」。

也」。なお桜池院本はこの項の直前に「大夫文」の項があり、「應」漢家ノ本ニハ文夫ト云、江家ニハ大夫トアリ。との記述あり。これについては乾元本に「大^{オホ}夫^ツ」

（^大大夫^ノ家^ノ）とあるが、江家の表記が逆になっている。

（^大大夫^ノ家^ノ）
（^大大夫^ノ家^ノ）
（^大大夫^ノ家^ノ）

181 5 其名——桜「昔ノ名」。

181 6 饒^{ニギハヤヒ}道^ノ——桜「饒^{ニギハヤヒ}別^ノ」。

181 7 饒^{ニギハヤヒ}所^ノ——桜「饒^{ニギハヤヒ}送^ノ所^ノ」。

181 8 祖^ノ席^ノ又——桜池院本はこの項なし。「祖^ノ席^ノ」は書紀の字句に非ず。

187 9 天孫——187 2「降居道中」の注参照。

187 9 瑞八坂——桜「瑞八坂瓊」。乾「瑞八坂瓊」。

187 10 曲玉——乾「曲玉」。

187 10 色トヨメリ——桜「クセト読メリ」。187 11の「色」も桜「クセ」。清原宣賢「日本書紀抄」に「曲玉」。

セ玉トモ点シタリ」との記述あり。

187 11 遠瀛者——桜池院本は、

遠瀛者
中瀛者
海瀛者

是三神者則

とあり。乾「居ニ于遠瀛者也」「居ニ于中瀛者也」

「居ニ于海瀛者也」。「海瀛」は書紀「海濱」なれど、

御調本「シ」はいずれも「瀛」の抄物書の意図か。

187 12 三嶋ノ明神也——桜池院本はこのあと「一三嶋明神之事」として特立した記述あり。御調本はこれに該当する

記述なし。

187 12 云余——乾「凡五男神」云余。

187 12 説ニ因ニ——桜「恙アレトモ正説ニ同ナル

カ故ニ」。御調本破損部一字目は「元」字の如く見ゆれ

ども未詳。

(18) 167 1 天安川文如上——桜池院本この項なし。乾「天安川

河」。

167 2 軒賊——乾「軒賊之心」。

167 2 宇佐嶋——乾「宇佐嶋」。桜池院本はこの項の前

に「赫之曰文」「嬰頸文」「臂文」の三項あれども、い

ずれも説明文なし。

167 2 宇佐ノ郡——桜「宇佐ノ郡トテアリ。可レ尋」。

167 3 海北道中——乾「今在^{海北道中}」。

167 3 水滸、菴等——桜「水滸君」。乾「筑紫の氷^滸君等」。

167 4 辟破——桜「毀ニ其辟ニ」。乾「毀ニ」。

桜池院本はこの項の前に「長田文」(乾「天狹田長田」(訓

点勝)、「重播種子文」の二項あり。但しこの内「長田文」

について先にも「天狹田及長田文」(御調本の22)あり。

167 5 天斑駒——乾「天斑駒」。

167 5 イハサル也——桜「不レ云フナコマト云也」。

167 6 當新嘗則——桜「當新嘗時」。乾「當新嘗」。

167 6 食召ス——桜「聞食ス」。

167 6 神衣——乾「細^神衣」。

167 7 齊服殿——乾「齋^服殿」。

167 8 教文——桜「頭相」。

167 9 大途——桜「大都」。167 9「大途」の注も参照。

167 9 險儀——乾「^{險儀}」。

167 11 ヤシロシ——桜「ヤシロシ」。

167 4 天津社——桜「天津社」。

167 5 天石箱——乾「天石^箱」。

(翻刻注参照)

167 7 師云——桜「師遼云」。以下掲げられる師依は、御調

本と桜池院本とにおいて内容の出入りや字句の異同甚し

167 7 此「南天ノ鐵塔」云也——桜池院本は「一仏法ニ南天

ノ鐵塔ト云々」としてあとに特立す。

167 10 一伊勢護ノ摩ノ大事別ニ在之——桜池院本これに該当

する記述を「天石窟文」の師依(167 7「師云」の注参照)

に続けて特立せず。御調本「伊勢護ノ摩ノ」は桜「伊勢

護摩ノ」。

167 10 或人連哥ニ——桜池院本は「一或人連歌云」として特

立す。以上167 5「天石窟文」以下ここまでは桜池院本の立

項は「天石窟文」。「一仏法ニ南天ノ」。「一或人連歌云、

リ」。

167 11 面白キ——桜「面白シトハ先ニ云カ如ク」。

167 12 見ヘ玉イ——桜「面白云也——桜「見エ給ヒシニ依レ

リ」。

(19) 141 1 以被傷身——桜ト云也——桜「被文、布織ルヒラ云

也」。乾「以レ被傷身」。

桜「被傷身」で(破損部一字目は引用を表す「文」がある

か)。桜池院本はこの項、「天石窟文」(御調本(167 5)

の直前にあり、桜池院本が書紀の出現順に合う。

141 2 思兼神——乾「思(兼)神」。

141 2 巧ミ深——桜「巧ミ深キ御神也」。

141 3 常世——乾「聚(常)世」。

141 3 依所ノ意得カエシ——桜「依レ起不定也」。「カエシは

「カフ(換・替)」のヤ行下二段化(名籍記などにあり)と

見られる。

141 3 ニハトリノ國ノ——桜「ニハ高ハ彼ノ國ノ」。

141 5 長鳴鳥——141 3「常世」の注参照。

141 7 木綿——桜「木綿」。

141 9 ウツヲノ鍔——桜「鍔」。

141 9 天竺ニハ——桜池院本なし。

141 12 神祇勸——桜「神祇官」。142 も同。(前掲表見)

141 3 手力雄神——乾「手力雄神」。

141 3 天香山——乾「天香山」。

141 4 眞坂樹——乾「眞坂樹」。

141 5 青和幣——桜「青和幣」。乾「青和幣」。

141 5 歎——「皮」字「彼」字の草体に重書。

141 5 マキラウシテ——桜「薺ギ生シテ」。

141 6 白和幣——桜「白和幣」。乾「白和幣」。

141 7 肉ヲ——桜「肉ノ」。

141 8 天鈿女——桜「天鈿女命」。乾「天鈿女命」。

141 9 巧ミ併儼——乾「巧ミ併儼」。

櫻「併儼」。

櫻池院本はこの項の直前に「茅經之稱ス」の項あり。

141 9 師説ニ云クヨラスト云ク——桜「巧字不レ説注セリ」。

右記も参照。

147 9 〇官仕セシ——桜「念比ニ官仕セシ」。

147 10 蘿——乾「以レ蘿」を《薔華》此云比呂。桐也。穢ニテ纏」。

桜池院本はこの項の直前に「為雙々」の項あり。

147 10 〇手纏ニスル也」。

147 11 カフリ——桜「冠」。

147 11 火處〇槽置——乾「火處」を《火處》置」。

147 11 タク——桜「焼ラ云也。是有ニ師伝」。

147 12 顯神明之湯談——乾「顯一神、明一之」を《湯談》。

147 12 申——桜「申初詞也。安細略レ之」。

(20) 231 1 〇以端出之繩——桜「端出之繩」。乾「界」を《端出之繩》。

端出之繩——繩」。桜池院本はこの項の直前に「嘘染」の項あり。

231 1 ナフト——く大ナル故ニ——桜「ナウト云ヘトモ余リニ大ナル故ニ」。

231 2 千座置戸——乾「千座置戸」。

231 2 〇——桜「千度ノ故ヲスル也。本扱アリ」。

231 3 贖——乾「贖ニ其罪」。

231 3 死シタル——〇レハ——桜「料ヲシタル物ニハ、罪料ニヨテ錢ヲ出サセツレハ」。御調本「死シタル」——桜「料ヲシタル」、御調本「鬼神」——桜「罪料」の対応と見られ、御調本には誤写があるか。

231 5 一爪切ル事——「一」は師伝の特立項目を示しており、他例によれば改行すべきところ。桜池院本は改行す。

御調八幡宮蔵日本書紀第一聞書解説並びに影印・翻刻(翻字注)

231 6 中指頭々大々——桜「中指頭指大指」。御調本の鬮字「マ」はいずれも「指」を示す。

231 7 カヘシ刀ヤ——桜「返ス刀ヤ」。

231 8 返ヘ刀ヤ——桜「返シ刀ヤ」。

231 8 左右四指——桜池院本この傍注なし。

231 9 小指左右——桜池院本この傍注なし。

231 10 天高市——乾「天高ノ市」。

231 11 日狩——桜「日牙」。乾「作」を《日狩》。

231 12 眞名鹿之皮——乾「全」を《眞名鹿之皮》。

(20) 231 12 鹿皮歌——桜「鹿ノ皮也」。

231 12 天羽鞆——桜「天羽鞆」。乾「天」を《天羽鞆》。

字は「鞆」の異体。桜池院本はこの項の直前に「全剝」の項あり(231 12「眞名鹿之皮」の注参照)。

231 12 注ニ云フキ也——桜「フキカワトテ」。清原宣賢「日本書紀抄」に「羽鞆ハ、吹皮也」とあり。御調本「注」は未詳。

231 2 絡繩——乾「絡繩」。

231 2 〇「天垣田々」の項あり。

231 2 ソンサシメンカ為ニ——桜「撮サシメカ為」(テキストのまま)。「ソンス」はサ変動詞「撮ス」の未然形活用。語尾に「サ」が用いられた例と見られる。

231 3 御席——乾「御席之下」。

231 3 八十五籤——乾「八十五籤」。

237 3 ヘイ申——桜「幣ノ申」。

237 4 五百筒野藤——桜「薦」(ヘキストのまま)。乾「五百筒野藤」八十玉籤」。

237 5 神祝之——乾「神祝」

右傍「ニ」は或いは随字の誤写か(その場合繰返す文字は「ホサキ」と「ギ」のみとの二つの可能性が考え得る。桜池院本はこの項の直前に「五百筒八十籤文」の項あり(右記参照)。

237 6 伊勢崇神之大神——乾「伊勢崇神」

237 7 責其破具——乾「責其破具」

237 7 カミ爪——桜「髮爪」。

237 8 手端ノ吉ライイモノ——桜「手端吉棄物」。

237 8 吉ノ棄物」。

237 8 ハヲ——桜「爪切テ」。

237 9 足端凶キライイモノト文——桜「足端凶棄物文」。

237 9 類例(1)の5等にもあり。

237 10 櫻渠徳——桜「櫻渠」。

237 10 「ニ」なし。「櫻渠」

シトテ」。乾「櫻」

237 12 太閤餅——桜「太閤餅」。

字を「諫」に書くは誤り。桜池院本はこの項、(1)の「廣厚」

237 12 フトノト、讀メリ——桜「フトノトコト、読メリ」。

237 12 字注——桜「字注ヲ見ルニフトノリト、アリ」。

(2) 91 1 日鷲所木網——桜「天日鷲」。

91 1 此神ノ名也——桜「麗氣ニ委細ナルヘシ。改略レ之」。

91 2 麗氣」は「麗氣記」か(但し「麗氣記」に該当箇所見当らず)。

91 2 廣厚——桜「廣厚」

91 2 セイノ——桜「精緻」。

91 2 申——桜「申ト云意也」。

91 3 結東青草——乾「結東青草」

91 3 クサツカイラー——桜「クサツカラ」。

944 蠟燭——乾「蠟燭」然（蠟燭）。「蠟燭」蠟燭（蠟燭）。此云（蠟燭）。

945 M 王響瑤瑤。ト文——これ以下奥書にて（21）945と947

947 117・21 127・21 107・奥書）筆が異なる。桜「響瑤

マ文」。乾「現響瑤（現響瑤）」。

（原本「王」の崩字の如く見ゆ）は「瓊」の抄物書か。「ト文」

は「文」と同趣か（21）219も参照）。

945 王王——桜「瓊瑤」。御調本は抄物書。

945 音ト——桜「音ナムト」。

945 ユ——桜「ユラくト」。

947 天ノ淨名井——乾「天ノ淨名井」。

948 土師連等——乾「土師連等」。御調本「文」なし。

949 （字分堂色）シ玉イシ時キノ——桜「善ヒ給シ時」。

9410 再詫——桜「再誕」。

9411 ソシリ悦ヲ——桜「ソシリ悦ヲ」。「悦」存疑、未詳。

或いは「祝（祝）」か。

(21) 941 ノ玉ヒシヲ——桜「ノ給シヲ」。御調本「シ」の左、

何字かの抹消あるか。未詳。

941 シヘイノヲトメ——藤原時平のこと。

941 菅相將——桜「菅少將」。菅原道真のこと。桜「少將

（少將）」は不適か。御調本「相將（相將）」も存疑。ここ

は或いは「丞相（丞相）」とあるべきとこの間の開書によ

る誤解か。やうであるならば、御調本の上字「相（相）」は才段物長音の開合を混じた例となる（解説参照）。

942 ラトラハ——桜「ヲト、ヲハ」。

943 茨城國——乾「茨城（茨城）」國造（國造）・額田部連等」。

944 造額田部連等——桜「造額田部」。右記参照。桜池院

本はこの項の直前に「浩目津彦文」の項あり（書紀の出

現順によれば当項の次位にあるべし）。

945 可平安——「文」なし。乾「可平安（可平安）」。

946 不見——桜「覓」。乾「覓（覓）」往（往）者（者）。

「覓」は「覓」の異体。御調本「不見」はその誤写。桜

池院本はこの項、前項「可平安」の直前にあるが、御調

本の方が書紀の出現順に合う。

946 神道ニハクマキト云也——桜「神調ニハ物ヲトムル

ヲトメト云ヘリ」。右記参照、「マギ」と「トメ」との

対立注志。

947 八坂大蛇——乾「八坂（八坂）」大蛇（大蛇）。

947 堯——「煩悩」の抄物書。（桜池院本は「涅槃」とあ

るがテキストの翻刻上の誤解か）。

947 八迷能斷ノ——桜「八迷能斷ノ智也」。

948 押ヘテ——桜「押ヘテ」。御調本傍注の上字、破壊に

ほあらねど何字か判読不能。或いは「捲（捲）」字か。

117 10 ヲ本因ムチヲ——桜池院本は「大己貴神ヲ」として特立す。

(22) 117 1 當以——桜「当段」。

117 1 字注ニ云くトイヘリ——乾「大己貴神」云々此云ニ

於皇孫ヲ御宇武王智王御注ニ云々唐書及己王孫及唐名
化ニ云ニ以皇字等名別なく書く。

117 2 古事本池——桜「旧事本紀」。

117 2 大穴技——桜「大穴持」。

117 3 宮首——乾「宮首」。

117 4 奇御戸故起——桜「奇御戸為起」。乾「於奇御戸於御宇為起

為起而」。

117 5 五世孫——桜「五世孫」。乾「此神五世孫五世孫即大國主

神」。

117 5 大己其神——桜「大己貴尊」。117 9 「大己其神」の注

参照。また御調本「神」字は、原本備と旁との間に余分の横画らしきもの見え、字体存疑。元「神」(左傍横線は見消符)とあつたものの転写による論か。或いは「神」の中央に縦線を引いて抹消したものの論か。

117 6 大國主——117 5 「五世孫」の注参照。

117 7 八葉——桜「八葉」。乾「可下可下八葉八葉酒八葉上」。

117 8 醜——桜「醜酒」。右記参照。

117 8 酒造——桜「酒造ル」。

117 8 ヤム——桜「カム」。

117 8 八葉ハヤ、ミト云々カメ也——桜池院本は「變ト者カメ也」として「八葉」(御調本「八葉」)の項にあり。(御調本)

117 9 變ハヤ文——乾「不ハヤ變ハヤ乎ト書」。117 20 5 「變ハヤ」の注も参照。御調本「文」は或いは「ト」を含めて書紀引用を示すか。(22) 23 9、(22) 91 5 の「ト」も参照。

117 10 變ハヤ向ハヤクルハヤハ米ニケリト云云」。

(22) 121 1 ミシヲイ——桜「忍石井」。

121 1 朝タノ——桜「朝タノ御膳ヲシテ備フル也」。

御調本「朝タ」の「タ」は原本、字の大きさからして片仮名「タ」を書いたと見るべきか。

121 2 取り寄セ玉フ——桜池院本はこの前に「水ヲワスレタリトノ給テ御使ニ一神ヲ天へ昇セ申水ヲ」とあり。

121 2 天ニ上天ニ上ノ神天ニ上ノ神天ニ上ト申ハ水ヲ取りニ再天ニ上昇給フ故也。此ノ神ヲ二昇ノ神ト申ハ水ヲ取りニ再天ニ上昇給フ故也。

桜池院本の方が記述詳細。右記も参照。

121 3 入加へ五ヘルニ——桜「此水ヲ入加へ五ヘルニ」。

121 4 異國ノ水——桜「余ノ天世唐土ノ水」。

121 4 酒タリ——桜「濁リタリ」。御調本「酒」字、草書体にて粉わしいが、この字体を他では「酒」に用いており

(22) 117 2 等参照)、「酒」と判断した。

121 5 一伊勢出一伊勢出事アリ——以下「入物ニ従ル也」までの特立項、桜池院本にほなし。

121 7 蛇志正——桜「蛇志正」。乾「其其斷斷蛇蛇」。

曰「蛇」之カニ。乾「眞髮」。

12A 8 眞髮配——校「眞髮」。乾「眞髮」。配カニ。乾「眞髮」。

12A 8 歎スル枕言又彼ノ姫——校「歎シテ云レ爾也。意云、

彼姫」。御調本「文」は何らかの誤写あるか。

12A 10 六世孫ト云——乾「所生ル兒」之六カニ。六世孫。是曰「大

己」命」。御調本「ト云」はこれ引用を示す(四179の注参照)。

12A 11 蛇ノ鞆劍ノ劔——校「蛇鞆劍」。乾「蛇」。

(2) 12A 1 吉備神部許——校「吉備神部許」。乾「斷」。

12A 2 五十猛神——乾「五十猛」。

12A 3 新羅國——乾「新羅國」。

12A 3 三彌國——左傍「圖」は「ミ」の塗抹。

12A 4 神宮皇后——校「神功皇后」。

12A 5 白濟國——校「白濟國」。

12A 5 新羅國——右傍「シラキ」の「キ」に平声濁点「子」とあり。

12A 5 縁——校「縁」。

12A 7 雜羅——校「新羅」。下文の趣旨より御調本が正當。

12A 7 會戸カニ茂梨之處——校「會戸茂梨」。

12A 8 以壇土作舟——校「以壇土作レ船」。乾「以壇土

土作レ舟」。乾元本「壇」は清原宣賢「日本書紀抄」も「壇」とするが、語義より「壇」(書写体多く「壇」の誤と見られる)。

12A 9 天璣斫——校「天璣斫」。乾「天璣斫」。

12A 10 有功之神——校「有功之神」。

12A 10 落后腹——校「落后腹」。

12A 10 木カニ公フル神ト——校「八十木種持来シ給フ故ニ此國ニ於テクンコウアル神ト」。乾元本に「天降リ又之時、多カニ將ニ樹ニ榿ニ而下」。又「八十木種・管・能・榿・生」とあり。御調本「クン公」は「勳功」。「フル」は「アル有」の誤か(但し「降ル」の可能性も残るか)。

10A 2 鞆劍——校「鞆劍之嶋」。乾「鞆劍」。

10A 2 弘——校「広ク」。

10A 3 浮寶——乾「浮」。

10A 3 舟仕——校「船也」。「仕」は「也」字の誤と思われ

るが「也」には見えぬ。

10A 3 才物——校「珍物」。「才」は「財」か。

10A 3 舟無カニ何——校「船無クレハ何カ得ム」。御調本

破損部左傍の鉄線は見消符か。

10A 4 檀宮——校「瑞宮」。乾「檀宮」。

10A 4 不カニ作——校「不造也」。

10A 5 與津兼戸カニト云——校「與津兼戸」。乾「與津兼戸」。

「テ」云云此云「須至多至杯」。ト云ハ引用を表す(2)119、(2)120の注参照。

104 6 熊成峰——乾「熊成峰」。

104 7 百姓ハクシヤ——「文」なし。乾「百姓ハクシヤ」。

104 8 恩綱オンカウ——「文」なし。乾「恩綱オンカウ」。

104 8 晦日——乾「晦日」。

104 9 大途——椋池院本も「大途」。 (2)1649「大途」の注も参照。

104 10 少彦彦シコヒコ——乾「少彦彦名命」。御調本は1042においても「シクナヒコノ尊」と現れ、「少」を「シクナ」と読む。

(24) 104 1 常世國——椋「常世郷」。乾「常世郷」。

104 1 サス——椋「指ス」。

104 1 伊勢ノ十瀬園ト書イセノジュゼン——椋池院本は誤当する記述なし。

104 2 志シ——乾「葦原の中」。園本自イセノナカ。

104 2 能園——椋「此園」。

104 2 シクナヒコノ尊——椋「少彦名尊」。10410の注参照。

104 2 大己キノ尊——椋「大己貴尊」。

104 2 能園玉ノノノ——椋「能ク納メ給フト云云」。

104 3 強暴——乾「強暴」。

104 4 續ツグ——乾「得ニ建ニ其大リ造ニ之續ハリ也」。

104 5 幸魂サイマタマ——椋「幸魂奇魂」。乾「幸魂奇魂」。

「サ」云云此云「佐至御至多至摩至」。奇一魂此云二俱至斯至美至抱至磨至」。

104 6 三諾山——乾「三三諾山」。

104 6 古事本紀——椋「旧事本紀」。 (2)114「古事本地」も参照。

104 7 且當飲食ニミタマシム——乾「且當一飲一食」。

104 7 此の項の直前に「神日本。天皇文」(乾元本「神日本碧余彦火之出現天星」(別意略)の項あり)。

104 7 ミヲシヘ——「ヘ」は何らかの誤写、或いは行か。右記参照。

104 8 白敷彼シロシキカニ——椋「白敷皮文」。乾「白敷」。

104 9 鶴ツル——椋「鶴鶴」。乾「鶴鶴」。

104 9 尾ビ——椋「尾」。椋池院本はこの項のあと(聞者本文末尾)に「シ」なる記述あり(2)1375、(1)1575も参照)。

104 9 凡眼ニミカタ——椋「以ニ凡眼一更難レ見云云」。

104 9 師シ——以下の奥書、椋池院本と全く異なる。椋「高照院権大僧都良通法印読師 求聞頼齋謹書云云」(書写奥書略)。御調本は「良通」の名は見えず「師ハ薩ノ國宿房」とある。「宿房」は「宿尊」か(解説参照)。なお御調本の裏表紙はこの奥書直後が切断されており、後に書写奥書があつた可能性もあり。

へ補遺

以下の被注項目について夫々の注記を追加

(3) 371 寸圍——なお上の「長洲彦」(校「長洲彦」)は書紀神

武紀では「長髓彦ヲカスネヒコ」。

(6) 446 泥土瓊沙土瓊——応永三十三年書写春瑜本「日本書紀

私見聞(神宮古典籍影印兼利による)にも「遠瓊尊男遠

瓊命女」とあり、延宝六年書写水戸彰考館蔵「日本書紀

私記」甲本(新訂増補国史大系による)にも「遠土瓊

・沙土瓊」(声点略)とあり(乙本系書紀私記は乾元本と同様)。

同様)。

446 大戸之道大戸間邊尊——右記春瑜本「日本書紀私見聞」

にも「大戸之道尊男大戸間邊命女」とあり、右記水戸彰

考館蔵「日本書紀私記」甲本にも「大戸之道・大戸間

邊」(声点略)とあり(乙本系書紀私記は乾元本と同様)。

(10) 1346 太洲——桜池院本はこの項の直前に「越洲文」の項あ

り。

(10) 1373 化作八尋之殿——桜池院本はこの項の直前に「二神文」

の項あり。

(12) 1712 我愛之妹——なお乾元本には「姉」字に打して「姉

妹」の訓み多出す。

(13) 2143 公——この前後「家ノ本」注ニ云公ノ御前ニテ此ヲヨ

ラスト云ミ」とあり、後の2147「尿放大使文」について

も「此ノ四ノ字若ノ御前ニテヨラスト云々」とあり。前

者に「家ノ本」とあることより、書紀原本に書込まれて

いた注記か。但し乾元本等にこの注記は見えず。なお室

町中期頃書写為總本日本書紀卷第一(神宮古典籍影印兼

刊による)には別の箇所について、「但以下十一字不可

讀之」(本文「或所謂泉津平坂者不復別有處」所

但臨死氣絶之際是之謂歎)、「服已下四字不讀之」

(本文「伊弉尊服滿太高上肩八色雷公)、「唯

漢不可讀事」(本文「以唯爲白相野意以凝爲解

和幣)」の各頭注あり。これに類するものか。

(17) 18711 遠瀛中シ海——桜池院本はこの項の前

に「瓊玉文」「起レ兵諸問文」の二項あり。

(18) 1674 天津社國社——書紀卷第五崇神紀に「便別祭ニ八十萬

社ニ神、仍定ニ天社國社・及・神地社神戶」(兼石本

天理図書館善本叢書による)とあり、ここは「アマツヤ

シロフニツヤシロ」と見るべきか。御詞本「施」はルビ

「イウ」とあるが、「社」の誤りか。

(19) 1412 神祇勅——この後に出現する「齒云香」(附)は、桜池

院本も「齒云香」、未詳。或いは「紫雲香」か。

(19) 1475 青和幣——桜池院本はこの項の直前に「八咫鏡文」の

項あり。

(22) 1149 大己其神——(24) 1092に「大己キノ尊」ともあり。

(22) 1178 八瓊ノト云々カメ也——乾元本に「八瓊酒」の字句あ

り。御詞本の踊字「ミ」は「酒」を指すか。